議 事 日 程

平成 2 8 年 第 3 回 浜中町議会定例会 平成 2 8 年 9 月 7 日 午前 1 0 時開議

日	程	議案番号	議件
日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		議会運営委員会報告
日程第	3		会期の決定
日程第	4		諸般報告
日程第	5		行政報告
日程第	6	発議案第5号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・
			強化を求める意見書の提出について
日程第	7		一般質問
日程第	8	議案第52号	公有水面埋立て免許に関する意見について
日程第	9	議案第53号	平成28年度浜中町一般会計補正予算(第2号)

◎開会宣告

○議長(波岡玄智君) ただいまから、平成28年第3回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

〇議長(波岡玄智君) これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番成田議員及び7番三上 議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

- ○3番(鈴木誠君) (□頭報告あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。 これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から8日までの2日間とした いと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から8日までの2日間とすることに決定しました。

◎日程第4 諸般報告

〇議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

〇議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

〇町長(松本博君) 本日、第3回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

- **〇議長(波岡玄智君)** 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。 教育長。
- **〇教育長(内村定之君)** 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 発議案第5号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

- ○議事係長(渡邊馨君) (発議案第5号 朗読あるも省略)
- **〇議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しま した。

これから、発議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

◎日程第7 一般質問

○議長(波岡玄智君) 日程第7 一般質問行います。

通告の順番に発言を許します。

- 9番川村議員。
- ○9番(川村義春君) 通告に従一般質問いたします。質問事項は、防災対策事業の推進に向けてであります。私は、平成23年6月定例会以降、幾度となく、津波避難困難地域の対策として要請してきた次の事業の実現に向けた推進計画などについて伺ってまいります。
- 一点目は避難道路としての整備を北海道に要請していた、道道琵琶瀬茶内停車場線M Gロードの複線化と道道別海厚岸線との交点となるMGロードの入り口のY字型交差 点をT型にすべきだということについてであります。これにつきましての現状は、どの ようになっているのか。それと、今後の改修年次計画及び工事の概要について説明頂き たいです。
- **〇議長(波岡玄智君)** 防災対策室長。
- ○防災対策室長(小原康夫君) 琵琶瀬茶内停車場線の複線化について回答いたします。 平成27年度に、北海道が道道避難道の自動車による津波避難の交通シミュレーション の内容と結果について説明いたします。最初に、津波の恐れがある地震発生後に避難対 象地区の住民が、自家用車で避難を一斉に開始することを想定し、各避難路を通過する 最後の避難車両が浸水区域を通過する時間の検討を、まず行っております。次に、津波 到達時間内に全車両が安全な区域に到達できない場合は、避難方向の車線数を増やした り期間内での避難が可能なケースを検討しております。平成28年3月までの部分で行っております。

これらのシミュレーションの結果ですが、琵琶瀬茶内停車場線は現在のY字交差点を T字区間にして、避難する方向に茶内方向へ1車線拡幅しまして道の説明では付加車線 といって、短い区間のゆずりレーンと考えていただければいいと思います。それを設置 することによりまして、自動車による津波避難が可能であるとされました。この付加車 線と現道1車線も合流する部分については、交通事故の危険性が多分ありますよという 課題がありましたが、今後はこの辺についても方策を考えるという事です。また、27 年度の交通シミュレーションについては、委託結果を踏まえながら、北海道が現在、対 策を平成28年度に発注し再検討を行っているのが今の現状であります。

次に、今後の改修年次計画、工事概要についてご説明いたします。改修年次計画、工事概要についての詳細については、未定であるとの道の担当者からの回答であります。 昨年度まで27年度に行った調査などを基に、今後詳細な検討を行うとのことでありま したので、早期の事業着手に向けて今後ともお願いするよりほかない状況にあります。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) ただ今、室長から北海道が行った交通シミュレーションの内容について説明がありました。これにつきましては、全員協議会の資料で10番議員の6月定例議会の質問資料ということで、先の全員協議会で示された訳でありますが、詳しく当時のやりとりで聞いておりませんでしたので、改めてこれを見させてもらって北海道がこのようなシミュレーションをしたということを初めて知った訳であります。

内容的には28年3月25日にこのシミュレーションが終わって、再度、その検討を している状況にあるということですが、Y字路をT字路に改修するというのは、前進だ と私は思っております。私どもが前から要望していた事項ですから、交通安全の面から もこれはいいなと思いました。ただし、私が思っているのは局部改良で、50mY字路 から50m先、たぶん泥川周辺までいくのかなと思うのですけれどもその間を1車線増 やしてゆずり合い車線にして本線と結ぶとスムーズに既存の路線で流れていくといっ た試算がされていると思うが、車両台数等を事前に調査しているのでしょうから、計算 上は確かにそうなると思うのです。そういう方法も一つと思っていますが、私はやはり、 先程来言われているように合流地点での事故等が予想されているということですね。私 は、当初からの要望通り、少なくても湿原センターまでの区間について複線化を要望し て欲しいなと思っている訳です。津波避難区域基礎調査設計委託の中で片側、今の現状 を上り車線方向、それからマウント式歩道をフラット化して車道にし、下り車線にする という案が③で出ていました。それが、一番良い方法ではないかと私は思っているので す。今後の方向性として今言われた北海道が示したのはあくまでも交通シミュレーショ ンですから、そっちの方向でいくのか、それも一つの方法だと思いますが、それと、今 回出された、町が発注して委託業務として出てきた③の案、2車線は上り車線、下り車 線は歩道をフラット化して改修して車道化すると。もちろん、これは路盤改良をしなければならないと思うが、そういう方向で進んでいければ、私どもが、一番安心して避難できるのかなと。それによってもまだ、2番目の質問にも出てきますけれども、まだ不安要素はあるのですが、とりあえず、どちらの方向でどちらの立ち位置でこれから進めていこうとするのか。道のシミュレーションを基にするのか。町の委託設計で出てきたものに向かって要望していくのか、そのどちらかの、立ち位置を明確にして頂きたいと思います。まずそれに対してお答えください。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 今、議員が言われました、どちらの立ち位置かということについて説明します。3月25日に説明を受けた部分については単純に交通シミュレーションの結果のみです。ですから単純にMGロードの今、言われましたTの字の改修は良い方向にいったと思いますし、追い越しレーンの部分で、シミュレーションでは50m程度と言っていますけれども、あくまでも、これに沿うような町の方針はこれに沿うものではありません。ただ、北海道が行った交通シミュレーションの結果でありますので、28年度は北海道が27年度のシミュレーションの検証を行うと言っておりますので、この検証の中で、合流地点の交通事故の関係とか、地質の関係とか、町と道の協議の場がありますのでその辺で現在、町はまだ、議員が言われている、避難する側の1車線を増やすのを捨てておりませんのでその方向に進めたいと思います。その辺を、28年度に北海道が再検討を進める上で、協議の場を持ちまして打合せをしながら進めて参りたいと考えております。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 私の思うような答弁が出されました。あくまでも、交通シミュレーションであって町の方針としては道のシミュレーションに従うものではないと。あくまでも、町の委託設計で上がった片側2車線を確保し、マウント式歩道をフラット化して下り車線にするという基本姿勢は、変わらないというように認識をさせて頂きたいと思います。そのような方向で頑張っていただきたいと思っています。

交通シミュレーションに関してですが、この中で、地元の了解が得られれば、28年度中に概略設計を実施したいという回答がありましたというところがこのシミュレーションの結果で示されていました。それと地元関係者や、自然保護団体との協議なども必要と書いてありますが、これらは既に終わっていると思っていませんが、これからや

る方向なのか伺いたい。

併せて榊町の曹渓寺さんの裏あたりに今、治山工事が始まると聞いていましたが、地元の要望を受けて、避難道を造るという計画を私、聞きました。それで避難道の構造とか内容とかどういったものができるのか、地元のほうに相談されているのかどうか。そして、私、思うのにはジグザグで上っていくと比較的楽に上っていけるのかなと思うのですが、聞くところによると、深山の下り車線にあるような、真っ直ぐ昇っていく階段がありますよね。ああいったような、直線的な避難道になるような話を聞きました。そんなことで、地元の理解が得られるはずがないので、その辺どんなっているのか担当は農林課の方だと思うのですが併せてお聞きしたいのですが。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) まず一点目の、概略設計を28年度中に行いたいというのは、3月25日に打合せした時の北海道の思いであります。単純に、交通シミュレーションが出来て、その検証をしたから真っ直ぐ突っ走るのではなく、気持ち的には28年度中に、概略設計にもっていきたいという北海道の思いでございました。多々、協議事項がございますが、基本的には今の状態ではできていませんというより、ある程度概略設計なりをしてですね、環境面や工法など、基本的な物の考え方が決まらないと、地元協議もできませんので、これについては、今年度以降に、今、28年度にやっている部分を含めて町の協議とか成立しなければできませんので、ですから実際には、やっておりません。

続きまして、榊町の避難階段の件ですが、これについては、一昨年から計画段階から 実は避難階段を要望しておりました。それで、28年度から実施になるということでど ういうものが良いのか町の方で示してくださいということで、僕らがカタログ等で案を 出して地元自治会長さんを通じて、こういうものでどうでしょうかということで案を示 しまして、それを、北海道さんが理解していただきまして、それで今年度に入りまして 階段について、また、自治会長さんほか、役員に図面等を渡しまして、先ほど、議員が 言っておりましたが、ジグザグがいいのか直線がいいのかということも含め、地元と相 談させて頂きました。やはり、ジグザグにすると崖を垂直に昇っていくような勾配とい うことが、少し曹渓寺さんの山裾を、50m位歩く形になりますが、そこから上がった 方が実際に避難道的には活用が出来るということになりまして、勾配のきつい部分は、 今、言われました鋼鉄製の階段で、そして昇りきってからは勾配が緩くなるものですか ら木製の避難階段ということで、地元会長さんほかと協議が終わりまして、北海道にも 伝達しまして、現在、工事が進められているところであります。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

〇9番(川村義春君) 今の答弁で結構でございます。地元の了解が得られているのであれば、私は、何も言うことはないのですが、ただ聞いた範囲でいくと、そういう協議がされているのかなという事もありましたので、確認の意味でお訪ねしたところであります。それでは、道道琵琶瀬茶内停車場線の関係についてはそういう方向で進んで頂きたいと思います。

私ども知事への要請行動の中でも、小松道議とか釧路管内の道議と一緒に、要請活動をしておりますけれども、同じような内容で、今、要請をしておりますので、その辺も含めて、一生懸命やって取組んで頂きたいと思っております。

それでは、2点目の質問に移ります。道道の避難道整備を優先するとして、地域要望を控えてきましたけれども、道路の損壊や、電柱の倒壊によって、高台への避難困難となる地域への避難タワーの建設は、必要不可欠であると、私は思っています。これまでの津波避難区域基礎調査設計委託業務の検討を踏まえて、避難タワー建設に向けて、地域設定や設置個所などの結論がそろそろ出されても良い時期ではないかと思いますので町長の考え方を求めます。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 避難タワーの建設に向けて、地域設定、設置個所などの結論の時期についてお答えいたします。昨年、浜中町が行いました、津波避難区域基礎調査設計委託を実施しておりますが、この調査内容について説明をしたいと思います。目的は、自動車による避難を基本として、沿岸4地区を対象に安全性の確保と円滑な避難が可能となり、1人の犠牲者も出さないための避難対策方法を検討し、避難施設建設費や維持管理費コストを含めて、実施可能な方法の検討により、今後の津波避難計画に反映させるということを目的に策定しております。議員質問の道路の損傷や、電柱の倒壊は、この段階では想定されておりませんので、あくまでも自動車で避難した場合はこうなるよという調査内容であります。自動車による避難でありますので、時間との戦いになりますが、4地区で一斉にスタートしたという想定で、琵琶瀬茶内停車場線方向に向かう車両と、別海厚岸線が榊町方面に向かう2本の道路で実際に避難できるかどうかを作成したのが津波基礎調査であります。

現在、北海道が27年度に作成した交通シミュレーションがありますが琵琶瀬茶内停車場線でいいますとシミュレーションでは先程来言いましたが車の避難では可能だとなりますが、釧路地方総合開発期成会では、平成29年度、釧路地方の開発予算等に関する要望、提案等の中でも地震津波災害、風水害に強いまちづくりの推進ということで国・道へ強力に推進するようお願いもしております。今後とも、粘り強く津波避難整備要望等をしていきたいと考えております。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 今の説明ですが、調査設計委託業務の内容については、私も承 知しております。というのはこの委託業務を出す前に3月議会で質問しておりますけれ ども、答えとしては避難タワーについては、概ね500mという数字がありますが、本 当にどの位の位置にどの位の距離でどういうものが必要なのかを、しっかり考えさせて もらいたいと思っていますと。これに加え、地元自治会とかに私どもも入るし、業者も 入れますよという形で6月議会でも予算審議の時に言いましたけれども、同じ内容にな るかと思うが出てきた成果品については、14ページから25ページに記載されていま すが、室長が言ったように、この調査の内容については、あくまでも車で避難出来ない 地域。その区域に、避難タワーを設置するんだという中身だと私は理解しております。 ただ、これはあくまでも、車を想定している訳なので、先程来言っているように、本当 に、道路が決壊したり、道路に障害物電線など倒れてきて、車で避難できなくなること が想定されるのですよ。その場合に、どう対応することが一番大事なことではないかと 私は思うのですよね。それで、総合計画上は、平成27年と29年に仲の浜・琵琶瀬地 区に、1基当たり3,800万円の位置づけがありました。これを見直して、それ以上 の堅牢な施設を作りますよ。そちらに向けたいということで、町長が過去の一般質問で これに答えています。私、この関連では7回ほどやっているんです。資料全部持ってい ますけれども、そろそろ地域の思いを形にしていただけないものか。確かに、今回の調 査設計で、車で避難出来ない恐れのある地域は、琵琶瀬川中・琵琶瀬・新川・暮帰別地 区がありますよ。ところが、仲の浜地区には何もないから、どうこうという話ではない のですけれども、まず、そういう状況があってMG道路が通れない状況になった場合、 どこに避難するかと言ったことを、我々、一番先に考えるんです。特に、仲の浜地区に つきましては、平成7年度から、まちづくり懇談会で要請し続けているんですよ。 ずっ と。ただ、先ほど冒頭に言いましたように、MG道路の避難道を優先するがために、タ

ワーについて、大きな声で出さないできた。押さえてきたのですよ。MG道路については、ある程度、方向性が見えてきたということで、今、地元の車で避難できない場合の一つの対策として、避難タワーが必要だということで私の地域では要望をし続けているし、今でも、そのとおりであります。私どもの地域で、思っているタワーの概要については、3階建ての堅牢な施設で、仲の浜・新川両地区の400人位の住人がいるがその中心である仲の浜地域に3階建ての堅牢な施設を作っていただきたい。聞いていると思いますが、1階は吹き抜けとして駐車場に、2階は地域の集会所、3階は避難所として、屋上にヘリポートを作ってもらいたい。普段は、観光施設の展望台として活用することを提案しております。場所的には、仲の浜福祉会館が築37年経過しておりますから、それに変わる施設として、設置していただければとの思いでおりますので、この辺の考え方をもうそろそろ結論を出していいのかなという地域の思いもありますので、町長から答えて頂ければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 避難タワーについての考え方になります。地域の思いを形に出来 ないものかというご質問であります。確かに、第5期の総合計画の中では27年、29 年を予定しておりました。この計画を作って出した後に、23年の3.11が起きたと いう状況であります。それで、考え方というのは大きく防災対策を含めて変わってきて 今日に至っていると思います。それともう1つ、MGの方向性はまとまってきたのでは ないかと。だから避難タワーの方もちょっと考えてもらいたいとの事だと思います。た だ、果たしてMGロードの方向性が固まっているかというのは、先程も、防災室長から 言いましたけれども、シミュレーション自体、50m道路を作って本線に入れようとか のシミュレーション程度の考え方であると、私は思っているのです。MGロードは、複 線化でいこうとずっと思っていましたから。せめて、議員が、湿原センターまでと言い ましたけれども、寿磯橋で合流してもいいと思うが、その位のことは基本だと思ってい るんです。あと歩道をどうするのかは別な話ですが、別と言ったらおかしいですけれど も。それはそれで、思いというのは持っていまして、どうするのかはあると思いますけ れど、ただ、そうなってくるとまだまだMGロードがしっかり固まってないと、確かに、 時間かけてシミュレーションをやって協議していますけれども、そのことが固まってい ない以上、調査設計にまで至らないというのが、今の現状だと思っている。それと、や はり、まず町長としては、しっかり町民が、少しでも早く高台に行くということになっ

てくると、最優先事業としては、この避難道が、最優先事業だと思っております。ですから、そのことがしっかりできて、以前の答弁でも言っておりますが、その段階で、検討をしたいというお話をしていると思います。その方向で、今も、まだまだMGロードがその方向性が固まっていないと私は今思っていますし、まず、最優先にこのことをMGロードを最優先に進めさせてもらいたいと、今も思っているところです。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

〇9番(川村義春君) 町長から、先ほど室長からと同じように、未だ、道のシミュレ ーションでいくというように固まっていないし、そちらを優先したいというのは、私も 解りますよ。解りますけれども平衡していってもらわないと困る。もうそろそろそうい う時期に来ているのではという気持ちを持って、期待感を持って、話をしているのです。 それで、今回出されてきた、調査設計委託業務報告書の14ページに、避難タワーの関 係で20mの高さで、避難収容人員100人という、これを4か所作る計画が、ここに 示されているんです。これは、交通シミュレーションの結果ですから、これを、私は、 度外視してもらっていいのかなと思うのです。せめて、これに位置付けだけでも当地区 に避難タワーを作りますよ、という将来計画として作るよという約束位、できないので すか。再度、その辺だけお聞きしておきます。今すぐ出来ないにしても、MGの方が優 先してというのも解ります。先に、避難タワーができたら、MGの複線化は必要ないの でないでしょうと言われるのは前から言われていますから、その辺、十分承知してのう えなんですよ。あくまでも、計画でいえば、この報告書の中で、計画として前から総合 計画があった訳ですから、そういう考え方を持てないですか。再度その辺だけお聞きし たいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 当初、総合計画で作った時の避難タワーと今は違うと思っていますし、それと、これからやるとなると、まだ、時間が必要ですし、地域との協議も必要だと思っています。ただ、今、言えることは、今すぐに出来ないけれども、まず、MGロードを先にやらせてもらいたいと。今、言えることはそこだけだと思います。まだ、MGロードでさえちょっと時間がかかっていますけれども、時間がかかることなのかも知れませんが、少しでもかかんないようなことを含めて、今後、詰めていきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) しつこいようですが、MGを優先して避難タワーについては、その後ということで、約束はできないのですね。この報告書は、あくまでも交通シミュレーションを基本にした報告書ですから、そこで、これを無視して、交通シミュレーションで避難できない状況になることが想定される訳ですから、陥没したり、いち早く高い所に避難出来ない状況というのは出てくると思うのです。その時のために、私は、言っているのですけれど、それは遠い将来でもMGロードが完成した後でも、我々の地域には、避難タワーは必要ないと思っているのですか。そうだとしたら私はちょっと心外なんですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) 決して無視するとは、一言もまだ言ってませんし、調査設計含めて、まだ時間がかかるということだけを伝えたいと思います。決して、無視はしてません。計画は、しっかりそのことを含めて、進めていただきたいと思っています。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 了解しました。それでは、次の質問に入らせていただきます。 浜中歯科診療所の再開についてであります。6月定例会の予算審議で、担当課長からの 答弁で、後任医師が決まるまで、週3回程度、午前中に再開すると茶内歯科診療所の委 託開業医から前向きな答弁をいただいたとの説明を受けて、安堵していた訳であります。 しかし、一か月経ても、再開の動きが無いことからですね、議会答弁と違うと、町民から言われる前に、なぜ、再開できないのかを町民に周知すべきだと、私は確か、副町長に話をしたところであります。その後、8月の自治会配布で休診の継続が周知をされました。そのチラシを持って来ていますが、皆さん見てると思います。それで、自治会配布の内容と、今後の対応を含めてお聞きしていきますが、1点目としてこの自治会配布された文章の、荒を探す訳ではないのですが、自治会だよりでもお知らせしたということは、町広報、あるいは、防災無線等を通じて、町民に周知されているのでしょうか。 されていないのであれば、こういう表現にはならなかったのではないかなと思うのですがいかがですか。

〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 浜中歯科診療所の再開についての住民周知につきましては、6月定例会において、再開についてのお話をした後、6月下旬に、歯科助手2名の退職があって、2名のうち、町の臨時職員1名の募集をさせていただきましたが、募

集の結果いかんによっては、再開が流動的となりましたので周知はしておりませんでした。募集の結果、応募がありませんでしたので、8月15日、再度、募集のお知らせと共に、体制が整わず、休診が続きますことを自治会配布のチラシにて周知をさせていただいたところでございます。議会だよりでも、という表現につきましては議会だよりでと、表記すべきだったのかなと思います。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 議会だよりでしか出していないのですよね。このことについては。私、調べてみましたが、議会だよりで掲載されたとおりとかで、表現されなければ、これは、あくまでも町が運営している施設ですから、町の立場で書くとすればそういう表現にならないと、議会軽視になりますよ。今後、注意していただきたいと思います。それから、今、答弁がありましたけれども、2点目の質問ですが週3回程度から2回程度に変わった理由は、6月に2人の看護助手が退職されたからと聞きましたが、もう一度詳しく教えてください。

〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 再開した場合の診療の回数についての質問ですが、6 月上旬の歯科医師との話し合いにおきましては、週3回程度の開所であれば可能かもしれない、とのお話は頂いておりましたけれども、まだ、はっきりした事ではなくて6月定例でも、私から、まだ、はっきり決まっていないかと答弁させて頂いたところです。その後、スタッフ2名の退職がありましたが、歯科医師からは、大変厳しい状況であるが、スタッフ1名でも補充があれば、週2回半日であれば、診療が可能であるとの返事を頂いておりました。週3回から2回になった理由としましては、スタッフ不足がまだ続いていることや、茶内歯科診療所を開所をしたまま、浜中歯科診療所に、歯科医師が来ることになりますので、歯科医師を含めた、スタッフの状況などを総合的に考えたうえで、週2回程度とされたところです。また、最初は、週2回半日で始めて様子を見ながら、回数や時間を増やすことも考えていきたいとのことで、お返事を頂いております。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 今の話で、3番目の質問は消える訳であります。歯科助手1名の欠員で、再開が遅れる理由になるのかというのは、私に、このチラシの後ろに、臨時職員の募集が1名ありまして、この1名が補充されれば、再開できるのかなとそう捉えた訳です。ところが、今の話を聞いて、スタッフが2名欠員で、結果として1名補充さ

れたとしても、全体的には、スタッフが足りないとの認識を持ちました。

それで、改めて確認したいのですが、高野医師が在職していた時の技工士、歯科助手、 事務職のうち、町職員は何名いたのか。茶内の歯科診療所の職員体制は、どうなったの かお知らせいただきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 平成27年度の職員体制ですが、浜中歯科診療所は歯科技工士1名、この方は町職員です。歯科助手が、2名でうち、1名が町の臨時職員、1名が先生の雇用となっておりました。茶内歯科診療所は、歯科技工士が2名、歯科衛生士1名で3名が町職員です。歯科助手3名、このうち1名が、町の臨時職員、2名が先生雇用となっております。それで、直近の募集していた当時の、町職員の配置状況ですが、歯科技工士3名はそのままで、外来につきましては、1名の歯科衛生士と、3名の歯科助手がいて、1名の歯科衛生士については、町の職員で、3名の歯科助手のうち先生雇用が、2名となっております。先生雇用の2名のうち、1名も今、体調が悪く、午前中のみの勤務となっているので、この部分でも、ちょっとスタッフ不足といえると思います。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 27年度の配置を聞きました。後段、言われましたのは、今の体制の話ですか。27年当初は、技工士が1人、助手が2人、うち1人が、町職員ですよ。1人は先生雇用、それで、27年は3名で、浜中歯科診療所を運営してきたんですよね。当時の、茶内歯科診療所は、技工士も2人、衛生士が1人、全て町職員、助手が3人いて、うち2人が、先生雇用の臨時職員、そのうち、現在、茶内では、1人が午前中休んでいるという状況ですね。そうすると、現在、茶内にいる技工士は、3人いて、衛生士も1人いて、助手が、その時点で、3人ということですね。解りました。

それで、次の質問に入りますが、しばらくの間、休診するということで、チラシが出ました。この経過については、議会にするということもなかった訳ですけれど、いつまで、休診を続けることになるんでしょうか。先ほど、聞きましたが、歯科助手の欠員は補充されたような話ですが、それをもっても、なおかつ、スタッフが足りない状況だということなんでしょうけど。私、思うに、茶内の歯科診療所に、これだけのスタッフが揃っていてね、今まで、平成27年当時は、先生のほか3人いれば、こちらの方も運営できた訳ですから、そう考えれば、こちらはすぐにでも、再開できそうな気がするんで

すよ。例えば、医師は、今、林先生夫婦がおられますから、2人いるんでしょうから、 どちらか午前中こちらに来るとかね。町職員も、配置している訳ですから、技工士さん とか助手さんを、1人こちらに来て、午前中やるとかの形を取れれば、できそうな気が するんですが、その辺ができないという説明を明確に説明していただけませんか。

〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 休診がいつまでも続くのか、というご質問でございま すけれども、先ほど、議員も言われてましたが、町で、募集しておりました歯科助手に ついては、8月下旬に1人の応募があり、9月1日から勤務して頂いております。先生 雇用の歯科助手については、未だに応募が無くて職員が不足している状況は、続いてお ります。9月から雇用された職員も、慣れるまでには、多少の時間がかかり、新たなシ フトの調整も必要なことから1か月程度の時間が必要であることと、10月の上旬に、 歯科医師1名が1週間程度、不在となることが、予定されておりますので、そういう結 果を踏まえまして、10月の中旬の18日から再開して頂けるということになりました。 曜日としては、火曜日と木曜日の午後の2時から5時までの受付時間にしたい、との ことで、お話を頂いております。このような日程と時間帯となりましたことは、茶内歯 科診療所の患者数が増えていることから、先生は、茶内歯科診療所のお昼休み時間に、 浜中歯科診療所に移動して、浜中歯科診療所の診療を終えてから、また、茶内歯科診療 所に戻り、診療を行えるようにしたいということと、あと、児童生徒が午後でなければ 受診が難しいであろう、という配慮から、午後の診療になったものでございます。先生 からは、スタッフを募集しても、なかなか応募が無いという現状と、少ないスタッフの 中で、町民のために、最大限の努力をしていることを、ご理解して頂きたいとの、お話 がありました。浜中歯科診療所の再開については、防災無線や9月の広報等で周知をし ていきたいと考えております。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 大変、明るい、先の見える話をして頂きました。10月18日から再開したいと。火曜日と木曜日で、午後2時から午後5時まで、児童生徒のためにと最大限の努力をしていることを、議会の皆さんにも伝えて下さいということでしょうから、充分理解をいたしました。

ところで、ちょっとお尋ねいたしたいのですが、過去1か月、どの月でも良いが、外 来患者数の割合ですが、茶内歯科診療所に来られている方で、農村方面と、海岸方面と 比較すると、何パーセントが、地元の茶内地区で、何パーセントが、海岸地区という概 数で良いので分かればお知らせください。

〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 地域別の人数は、集約しておりませんでしたけれども、 茶内歯科診療所の1日の患者数は、4月以降、7月までの平均値で、1日40人弱となっています。4月に、浜中歯科診療所が休診となった時点で、茶内歯科診療所に移行した方は1日当たり、14名から15名と聞いております。ただ、茶内歯科診療所の方が診療時間を遅くまでやっておりますので、勤めている方で、元々、霧多布から茶内に通てらっしゃった方がいるかと思うのですが、そういう地域別というのは取っておりませんので、浜中歯科診療所が休診になった時点での、茶内に移行した方ということでしか数として押さえておりません。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

〇9番(川村義春君) ありがとうございました。私、町勢要覧の資料編で世帯、人口 を調べてみたのですが、霧多布地区881世帯で、2,095人、海岸全体で、1,3 79世帯の3,542人、茶内市街534世帯1,103人、農村全体では、1,05 9世帯2,647人という状況であります。こういう状況からして、霧多布地区、海岸 地区の人口割合というのは、倍近い人数がいる訳ですね。そういうことからすると、1 日でも早い再開が望まれるということになると思っています。そういう視点で、今後の 対応をして頂きたいなと思っております。これについては、回答いりませんが、関連し て、次の質問に関連しておりますので、申し上げますが、最後の質問になります。それ で、一番大事なところですので、答弁をよろしくお願いしたいと思います。一生懸命、 茶内歯科診療所の先生が、新しい先生を招聘するよう努力していることは、本当にわか ります。それでですね、わかるのですが、やはり、委託開業医というか、先生の元で、 またさらに、雇用されて勤めるというのは、6月議会でも言いましたが、なかなか、探 してもいないのではと思う訳です。それで、期限を切って、例えば、28年度中に探せ ない場合については、浜中歯科診療所についてのみですね。今、両方の委託契約をして いる訳ですから、そういった意味で、浜中歯科診療所の分だけ、委託契約を解除して、 単独で、新たな開業医を公募するということは、考えられないのかな。これは、本当に 大事なことだと思うのです。これで、見つけられる保証があれば別ですが、期限を切る というのは難しいですか。町長。その辺の考え方を、6月には聞けなかったのでこれを 聞いて、終わりにしたいと思うのでよろしくお願いします。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) この浜中歯科診療所が止めて、そして、上田歯科医の方と協議し て、先生を先生の方で探す、ということで、今日まで来ているのですね。一番最初に、 そのことをお願いしたのも浜中町ですから、そういう意味で、なかなか、前に進んでい ないのも事実です。それと、今まで、最初は、茶内は茶内、浜中は浜中でやってきた。 それが、途中から上田医師を通じて、一本化になってきた経過があります。その意味で は、確かに、今まで上田歯科を含めて、大変世話になって、今日まできたと思っていま す。今年度、そういう結果になって、ちょっと困っているところでありますが、まず、 基本的には、頼んだ以上の事は、しっかりやってもらいたいと思っています。それと、 もう1つ、今、現在、現実に、町で探すとなってくると、歯科助手もいない中で、医師 も来られるか、来られないかという。それとまた、茶内に歯科医がいて、浜中に、別な 医師が来ると、これ、まだ協議一つもしてませんし、ただ、単純に考えているのは、な かなか難しい状況にあるのかな、と思っているところであります。そんなことも含めて、 今後の課題になりますけれど、まずは、町民の歯科に対する診療所に、期待ということ も含めて進めていきたいと思っています。ただ、現実に、浜中の患者は、意外に少ない んですね。だから、今のままの、少ない人数だったら、経営は成り立たないかもわから ないと、今、単純に思っているところです。逆に、総合にしていて、今、経営が成り立 っていたのかなと。いざ、医師がいなくなって、そのことが、だんだん資料として揃え てきたときに、そういう感じをしているところです。それが、大きな今後の課題となろ うと思いますけれど、充分、難しい課題がたくさんあると思いますけれども、そこを検 討させてもらいたいと思います。今、安直に、29年からやるよというふうに言えませ んけれども、そういうことでなくて、少し検討させてもらいたいと思いますし、また、 議員協議会を通じて、相談させてもらいたいことも、出てくるかと思いますけれども、 今後、そういう方向で、進めていきたいと思っています。

- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。
- **〇9番(川村義春君)** 終わります。
- **〇議長(波岡玄智君)** 10番田甫議員。
- **〇10番(田甫哲朗君)** それでは通告に従いまして一般質問をさせて頂きます。 まず、1点目でありますけれども、茶内保育所に関して伺いたいと思います。 町長は

先の議会で、保育所の適正配置を今後1年位を目途に検討し、そして、茶内保育所の規模などを考え、改築・改修等の方向性を定めるという答弁でありました。これを踏まえまして、今後の具体的な作業等について、質問させて頂きます。まず、全員協議会等では説明され、また、新聞報道されておりますけれども、この場で、今、茶内保育所が抱える現状、この課題を明らかにしておきたいと思いますので、今の現状を、説明して頂きたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 保育所長。

〇保育所長(山口ひとみ君) 茶内保育所の現状と課題について、ご説明をさせていた だきます。今年度の、茶内保育所の入所児童数は、4月当初で59名、9月1日現在で 65名おります。9月1日時点の年齢別児童数は、0歳児4名、1歳児5名、2歳児9 名、3歳児16名、4歳児13名、5歳児18名となっております。保育室は、現在4 室を使用しておりますが、2つの年齢層で、1つの保育室を使用しなければならない状 況であること、また、5歳児室については、保育児童18名に対して、必要面積が足り ないなどの問題が生じております。保育所施設には、面積基準があり、これは、保育室 と遊戯室を含めて算定されることから、茶内保育所は、法的には基準をクリアしており ますが、年齢別の保育が実施可能な保育室が、確保されていることが望ましい保育環境 であると考えております。このようなことから、現在の施設は、狭隘であると言わざる を得ない状況です。また、町の子育て支援センターは、霧多布保育所のみで開設してお ります。一時預かり保育につきましても、霧多布保育所でしか実施しておりません。町 といたしましては、今後、茶内保育所での実施が必要と考えております。茶内保育所は、 耐震診断を実施し、耐震基準を満たしていないという結果が出ております。入所児童と 保育士の安全をしっかり確保するため、施設整備について、早急な対応が必要と考えて おります。

〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) ただいま、保育所長の方から、子育て支援を拡充していく上で、茶内保育所の在り方、そして、現状の課題等が説明されました。法的根拠である一人当りの面積基準そのものは、現在、かろうじて満たしているという答弁でありましたけれども、私、実際に行ってみまして、一つの教室を、コンパネ等のベニヤで間仕切りをして、実際に使用している状況、そして、狭いために、本来、教室の中にあるべきものが、廊下に積まれている状況等を見て参りました。言ってしまうと、全く、子供たち

にとっては、良い環境ではないかと実感を持っております。

それで、前回も質問しましたけれども、町長は、どんな形にせよ、規模を決めるうえでは、今後の適正配置が、必要だという考えで、一年位を目途に、という答弁でございました。それで、一年位を目途にということですが、一年間のこれに向かっての、プロセスとか順を追っての、アプローチ等が、計画されているのかご説明していただきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 保育所長。

〇保育所長(山口ひとみ君) 適正配置を決めるまでのプロセスは、入所児童にとって、望ましい保育環境、保護者にとって、利用しやすい保育所はどうあるべきかについて、まずは、保護者の皆さんの意見をしっかりと、聞きながら進めていくべきだと、考えております。昨年度は、各保育所において、保護者との懇談会やアンケート等を実施し、保護者より保育所の運営についての意見聴取を行いました。しかし、懇談会の参加者数は少ないなど、意見集約が十分ではなかったため、今年度、改めて、各保育所で保護者との懇談会を実施したところでございます。この懇談会での多くの意見は、児童数が減少していくのは仕方ないことであるが、できるだけ、地域にある保育所を残してもらいたいということでありました。

今後につきましても、地域関係者や保護者と十分協議を行いながら、保育所の適正配置に向けて進めて参りたいと考えております。

〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 今の説明は、もちろん、大切な事ですよね。その当事者である父母、地域の要望を、極力受け止めるというか、そういう方向で進められるべきだと私は考えます。ただ、実際、父母からも話が出ているとおり、この近年の、人口ビジョンでも示されていますとおり、ざっくり、40年後位には、町の人口が、半分位になると示されている中で、今、これから、仮に、保育所を茶内の場合、耐震にも引っかかっている。それで、保育所の改築等を考える時に作りました。向こう、50年使いますという施設を作る上で、じゃあ、何を検討材料とすべきかということが大事になってくるのかと思うのですよ。確かに、仮に、2人、3人になっても、近くに保育所が欲しいというのは、父母としては、当たり前の考えだろうし、理解できる訳でありますけれども、しかし、現実問題として、それを維持していくことが果たして、浜中の子育て支援とかそういう方向で、いいのかという問題も、たぶんあるんだと思います。そのうえで、住

民意見、そして、町で、適正配置を考えていく上で、どういう資料を、どういうデータ を基に進められていくお考えでしょうか。

- **〇議長(波岡玄智君)** 保育所長。
- **〇保育所長(山口ひとみ君)** 適正配置を協議・検討するための、資料・データということですが、適正配置を協議する場合は、やはり、保護者の保育ニーズを把握することが、必要であると考えております。そのために、保護者懇談会等を開催するなどして、保護者からの意見を頂くことになろうかと思います。当然ながら、適正配置を協議する場合に、大きな判断材料になるのは、その時における、児童数や、その後、想定される児童数の推移、また、小学校の箇所数についても、検討する材料には値すると考えております。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- ○10番(田甫哲朗君) そうなんですよ。その例えば、5年後、10年後に、どのような児童の構成になっているかという、これを、やはり、割り出さないうえで、適正配置を考えるということは、たぶん無理だと思うのですよ。私は。それで、先般、示された人口ビジョンを作るにあたって、浜中町の全体のビジョン、人口推移というのは示されました。これを作るに当たって、各地区ごとの人口構成のビジョンというのを、それを基に、浜中町全体というものを割りだされたのか、それとも、単純に、浜中町の全体の数字ベースに、浜中町の人口ビジョンというのを割り出されたのか、まず、この点をお聞きしたいです。
- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** ただいまのご質問ですけれども、昨年度、本町の人口ビジョンを作成しております。当然ながら、総体として、積み上げという形になっております。これを細分化するとなると、現在の人口ごとに、それぞれ特殊出生率等を勘案して、再度、計算し直しという訳ではないのですが、積み直しということになろうかと思います。データ等はございますので、できないという事ではないのですが、今、この場で将来の地区ごとの推計という形には、数字的に押さえてはおりません。あくまでも、浜中町全体としての将来像という形で、算定した人口となっております。
- 〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** そこでですよ。そこで、先程来言っている、保育所、将来の学校等もありますが、この将来性を決める上で、この地区別の人口推計というのが、必

要だと思うのですけれども、その点はどう考えますか。必要あるのか、ないのか端的にお答えください。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(金澤剛君)** 地区別の人口推計は、当然、必要になってくるとは思っています。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- ○10番(田甫哲朗君) 現在、浜中では、年代別人口調べというものが、各地区ごとに割り出されていると思います。茶内地区でも、1区から6区と、細かい範囲で年代別に人口調べがされております。これを基にですね、先般、示された人口ビジョンの計算式、例えば、出生率、あるいは自然減等の公式を用いれば、これは、それこそコンサルを頼まなくても、町で独自にこれは算定できるものとは私考えますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。
- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** ただ今のご質問ですけれども、議員おっしゃるとおりでございます。データ等ありますので、特殊出生率毎に計算するという形は、自分たちの手元でできるものと考えます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **〇10番(田甫哲朗君)** その上でですね。この茶内保育所の方向性を、1年位を目途に定めたいという答弁がございました。そう考えますと、この作業というのは、当然、早急に始めなければならないだろうと、考えますけれどもその点いかがでしょう。
- 〇議長(波岡玄智君) 保育所長。
- **〇保育所長(山口ひとみ君)** 地区別児童数について、把握している部分だけお答えしたいと思います。すいません。早期にやらせていただきます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** しつこいようですけれども、先程来、茶内保育所の現状、これは、これから先も続くだろうし、ましてや、絶対数の部屋数が足りないという現状もあります。これは、早急に対策をして頂きたいと思いますので、再度、ご確認いたします。1年を目途に方向性を定めます、という答弁でありました。ということは、同時にただ今言った、地域別の人口推計の集計というのは、当然、それに間に合わすべく1年なんていう時間はかけずになされると。それを基に、保育所の在り方等を検討していく

と理解してもよろしいのでしょうか。

- **〇議長(波岡玄智君)** 保育所長。
- **〇保育所長(山口ひとみ君)** はい。早急に取り組んで参りたいと思います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** 是非、これは、待ったなしの提案だと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目、協働のまちづくりというものについて伺いたいと思います。町 政執行方針では、町民と協働によるまちづくりを掲げ、地域と行政が、綿密な連携を図 りながら、まちづくりを推進していくというふうに載っております。これを、実践して いく上で、個々に5点程度の施策等は、執行方針の中にもございますけれども、この基 本的な考え方、これについて、若干伺いたいと思います。

まず協働ということは、これを検索しますと、協働事業という単語も出てきます。それぞれ、この協働と協働事業というものの、意味を説明して頂きたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** 協働ということでございます。昨今、まちづくりの意識が高まる中で、多様化、高度化した町民のニーズに対応していくためには、これまでの行政による公共という考えを見直し、住民すべてに係わる事として、行政だけではなく住民と行政が、あるいは、相互で担っていく、新たな公共を築いていくという考え方を持って、取り組むまちづくりの事というふうに押さえております。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** いや、それは理解しております。私も。要するに、住民から言いますと、行政依存の体質を少しでも改善し、住民自らが出来ることは、率先して進めていこうと、そのうえで、町との協力をしていこうと。多分、これが理念だと思うのですよ。ただ、単語として、私、調べました。「協働」これは、同じ目的のために、対等の立場で、協力して共に働くことというふうに載ってあります。

さらに「協働事業」というものもございます。これは、福祉・防災・環境・地域振興など、地域が抱える様々な課題に対して、住民と地方公共団体が協議をし、役割を分担しながら、解決していく取り組みというふうに載ってあります。これでですね、個々の、例えば、地域振興補助を使っての、現在、茶内が進めている街路灯の整備事業、小さなことでいえば、多分そういう事だと思うのですよ。あるいは、側溝の整備事業など、色々

な事を地域で計画し、それを、財政的な支援を行政に求めるというのが、ごく、現実的なというか、具体的な事例かなと考えております。ただ、大きな意味での目的、協働のまちづくりの目的というのは、事前に即したより良いまちづくり、これだと思うのですよ。これを相互理解のもとに協力し合って進めていく。これが、協働のまちづくりではないのかなというふうに、大きな意味で考えますけれどもその点いかがでしょうか。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) 確かに協働のまちづくりの基本的な考え方、というのは 町民の皆さんと、行政が、お互いに共通の理解・意識を共有して、協力し合っていくと いうことが、まちづくりを進めていくことで大事だと捉えております。そのために、行 政といたしましては、当然、町民の信頼を損なうことがないよう、また、町民の声を聞 く、さらには、対話を大切にすると意識を、職員としても、町としても、培っていく必 要があると考えております。当然、そのために、日々の研鑽・努力を積み重ねていくこ とも必要になりますし、何よりも、協働を図るためには、開かれた行政というのが必要 になってくるものでないかと考えているところでございます。

〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) まさにその通りではないかと思います。それで、住民側も、町側も、お互い協力というものを実践していく上で不可欠なもの、これはですね、十分な協議、そのうえでの合意・納得というものが不可欠な作業になってくるのだと思うのですよ。釧路市は、さきの新聞報道では、20年後のまちづくりを考え、今年度から住民意見交換会を8カ所で実施し、そのパブリックコメントを経て、計画策定を進めるというふうに新聞報道がなされております。町長が、この庁舎関連での質問に関しましては、まちづくり総合計画は、長くて10年なんだと。それ以上の事は、早々決められるものではないのだ、というお答えだったかなという記憶がありますけれども、しかしですね、これは総合計画に載らないまでも、せめて、20年度、ましてや、人口減少が進む、この時代に即した、将来像というのは、町長が示して頂きたいなという思いもあります。その上で伺います。これは、町長にご答弁頂きたいのですが、今後、耐用年数等からも改築が必要になってくる、公共施設、もちろん学校も含めてですけれども、その規模・立地も適正か等の検討協議を、極力、早い時期から、これは、取り組んでいく。財源が見つかってから、慌ててやるのではなく、こういう方向性を、今の段階から、煮詰めていく必要があるのではないかと、私は考えますけれども、その点いかがでしょう

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 協働のまちづくりを含めてのご質問ですけれども、やはり、今、言われたとおり総合計画というのが、一つの大きな協働の作業だと。その中で、まちづくりを進めていく。当然、その前段では、将来、10年を見て、どんな町にしようかということが議論されて、今、5期の総合計画で動いているところだと思います。そんなことからすると、総合計画の中で、しっかり皆さんと協議、作ることも含めて、今度は、6期を作るのですが、6期を作ることも含めて、詰めていかないといけないと思います。それと、町長が言った、10年というのは、一番長い計画が、総合計画だと、今でも思っていますし、それと、町長が、20年も先のことを計画は出来ませんけれども、お話はしてもいいですけれども、責任があるものでは、無くなると思っています。今、言っていることはわかりますか。20年後まで、町長が、まだ、いるのかということになろうかと思います。これは、当然、難しい話だと思います。ただ、こうあるべきではないかという話はできると思います。そのことは。ただ、計画となると、当然、議会を含めて、了解してもらうことになろうかと思っていますけれども、これからも、しっかりまちづくり懇談会も含めて、まちづくりを進めて参りたいと思います。

それから、学校の関係でありますが、学校も、いつやるかということも含めてなのですが、それと、もう一つ、財政再建プランで計画を立てた案件があります。その中で、小学校の適正配置という数でも、その段階では言っております。それと、財政再建プランでは、保育所の数のことも、小学校に倣うのだと、数は、小学校の数だと言っております。ただ、保育所の運営委員会の中で、提言があって、将来、一つになったらどうだろうという、これは、将来の話ですから、ずっと先の将来の話だと思っていますから、それはそれで、一つの提言だというふうに受け止めていますし、今後、協働のまちづくりを協議、それで、計画をまず進めていきたいし、そして、このことを皆さんと共に、いつやるのか含めて進めていきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 町長が、20年後まで、当然いないだろうし、僕もいませんよ。ただ、浜中町は存在します。これは間違いなく。

浜中町が、存在する上で、先ほど来、言っておりますけれども、人口減少社会を迎えて、より細かな人口ビジョンを策定しまして、それを叩き台に、例えば、本当に今の場

合、茶内保育所ですけれども、次の施設も、老朽化等を迎える施設もあります。それの必要性、規模等を踏まえて、その時期が迫って、せめて、数年前から、この施設の案件に対して住民意見、これを十分汲み入れられるような進め方というか、体制作りというのが必要になってくるのかなと思うのですが、その点について、最後にご答弁頂いて終わりたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 最初の質問に戻るのかという気はしているのですが、やはり、保育所長が言ったように、27年も懇談会をやりました。ただ、27年の懇談会というのは、先ほど言った、将来、一つがいいのでは、という提言を基に始まった事です。それと、もう一つは、耐震調査をやったという事です。そして、今年も、そのことを含めて地域の声を聞いたと。27年は、声が少なかったけれども、28年度に、再度やったと。このことだと思うのですね。このことを聞いて、さて、どうするかという事になろうかと思うのです。耐震調査の結果もあって、そう簡単に後回しに出来ないということも分かりましたし、今、保育所の声からすると、新しい霧多布保育所でやっている施設も含めて、茶内でもやったら茶内でも欲しい、という声も含めて、要望も上がってきていますし、やはり、地域の声をしっかり聞いて、これから進めていかないとならないと思います。

これからも、そのつもりで、確かに、一年を目途に、と言いましたが、そのことも含めて、早期に積み上げて、方向性を出していきたいと思います。方向性を出した段階で、また、皆様方にお話をさせて頂きたいと思います。体制づくりを受け入れる事を含めてですけれども、それは先ほど言いましたように、しっかり、皆さんの意見を聞いて話を聞くことも含めて、体制を構築して、まちづくりに努めて参りたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 申し訳ありません。最後に確認だけさせて頂きたいと思います。私、伺いましたのは、ある案件が、数年後には見えてきた場合には、迫ってからではなく、見据えた段階で、4年、5年位をスパンで考えて、そして、それに向けての町民との意見交換、町民の意見を吸い取るような方向性でこれから進んで頂きたいという思いで聞いておりますので、その点、再度、ご答弁頂ければと思います。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) その方向で、しっかり検討していきたいと思います。そして、ま

た、相談させて頂きたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後12時58分)

- ○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。
 - 1番加藤議員。
- **〇1番(加藤弘二君)** 私は、質問事項一つで、大震災・大津波襲来時に、近隣市町村 や、公的機関から支援を受ける体制を、普段から整備しておくことについて、説明した いと思います。

浜中町は、平成25年6月、浜中町地域防災計画を作成し、それに基づいて、対応策が進められています。この間、2011年の東日本大震災、2015年の台風豪雨による鬼怒川の決壊と、常総市を襲った洪水、2016年の熊本地震等、毎年のように起きている災害を見て、もう少し敏速に対応できないものかと思うようになりました。あの東日本大震災では、生きながら家屋や車と共に津波に流されている姿を見て、救いの手を伸べるのができなかった無念さを、強く感じた災害だったと思いますし、また、鬼怒川の氾濫で、常総市が一夜のうちに、水に浸かって、ちょっとした家の屋根に助けを求めているとか、そういう場面を見て、そうした時にヘリコプターが、2機も3機も飛んで、上から救いを求めている人を吊り上げて、そして、安全な場所に運んでいく、そういう姿が見られましたし、また、今回の、熊本の直下型の地震の時も、本震・前震ということで、マグニチュード7を超える地震が起きて、本当に、恐怖で震えた時も、自衛隊や消防団や警察が救急救命で、救済を求めている人を捜し求めるという、そういう働き方が、非常に、私は印象的だったと思います。

地域防災計画は、被災者である、浜中町が自力で、人命の救済に当たり、その後の復興においても、自力で行うようになっています。しかし、幾ら頑張っても、できないことがあるように思います。それは、被災してからでは遅く、あらかじめ、地震が発生した時に、どんな災害が来るのか想定して、その時点で、自力でできないことについては、近隣市町村や、公的機関に対して、支援をお願いするということです。近隣自治体で作る、後方支援拠点を整備し、そのための運営方法の内容も決め、その訓練をするということです。例えば、直接、被害を受けた津波による被害で、海岸線では、前浜で地震が

発生した時に、根室から日高のえりも岬まで、直接被害を受けることになれば、一市七町村のうち、釧路管内の海岸線に面する町村は、一気に大津波にやられると思います。そんな時に、ずぶ濡れになった役場職員の力では、本当に人命を救うことはできないと思います。そういう関係からすれば、直接津波に関係のない鶴居村とか、弟子屈町とか、標茶町とこういう方々と、災害が起きた時には、連携をして、お互いに助け合いをするということが決められて、そして、海で災害があった時には、山の町村が支援に出かける。山で、農村地帯で、洪水やら火山の災害で大変な状況になっている時には、海に面している町村から、勇んで支援に出かける。このような支援を、後方支援と呼んでいるのですよね。そういう後方支援体制ができればいいのではないかと。具体的には、大地震が発生して、6mを超える津波が襲ってくる情報の下で、後方支援の指示により、海上保安庁、消防、警察釧路方面本部、自衛隊、DMATがそれぞれの任務に従って、救助体制に入るというような仕組なのです。高台に孤立し、救助を求めている人。流される屋根の上にいて、救助を求めている人を空から、海から、陸から救うということもできるでしょう。

これらの構想は、2011年東日本大震災の時に、すでに、岩手県遠野市で実施され ていたものです。これらの政策については、防災政策から、事前復興政策を進めるとい う、災害が起きてから救助に動くという事でなくて、事前にこんな災害がある時は、公 的機関をこういうふうに動かして救おうじゃないか、という計画までも話し合ったとい う事例があるのです。それをまとめたのが、愛知大学教授の西堀喜久夫氏らの提唱によ るものです。従来の支援体制というのは、町から道へ、道から国への支援体制を求める という垂直型の支援体制というのに対して、近隣の市町村との支援体制を水平型支援体 制と呼んで、垂直型支援体制を補う形で、自治体レベルで、自然発生的ともいえる形で、 叢生したと言います。浜中町では、被災した場合は縦線でですね、垂直型というか、町 から道へ要請して、道から国へ要請して、自衛隊や消防庁を動かして、外部からの支援 を求めていく。もちろん、町自体の町で立てた防災計画を中枢として働く訳ですけれど も、外部団体に支援を求める、こんなのは、そこまで手が回らないという状況もあるの で、そういう外部に予め相談をしておいて、あるいは、実際に訓練をやっておいてとい う事を、普段からやっておいて、災害を自分たちの町だけで考えないで、地域で連帯し て助け合いを行うという事が前進すれば、私たちの防災対策も、少しはもっと命を大切 にするという面からみても、大きな助けになるのではないかと。中心は、自分たちの町、

浜中町の防災対策です。手の回らないところは、事前にお願いしている市町村にということなのですよね。このような考え方で、今日は、自分たちの町だけでなくて、近隣の町村と一体となって力を合せて、お互いに支援し合うという、そういう方向というのは必要でないかなと私は考えたのです。それで、既に、そういう構想があるのだということであれば、その辺の事を説明して頂きたいですし、要するに、こういう自分たちの力だけではなくて、他の市町村の協力を求めるという力も、私たち自身、持つべきではないのかなと思いますが、この事についての、町長の考えはいかがでしょうか。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 今の考え方についての部分と、最終的な町長の考え方についてご説明したいと思います。今の質問の中に、岩手県遠野市のお話がありました。遠野市は、平成19年度より地震津波災害における、後方支援拠点施設整備構想というのを立ち上げたみたいです。いずれ災害は来るということで、広域支援拠点整備協議会を設立しております。この設立された内容は、町として、宮古市、釜石市、大船渡市、山田町、大迫町の4市2町であります。大震災の時の内容ですが、遠野市は、大震災の直後から支援活動を開始し、遠野市にあります運動公園が、後方支援基地となりまして自衛隊車両600台、隊員3,500人が集結しまして、被災地への物資等の支援、町の人含めて搬送を行い、効果的な役割を果たしたということを確認しております。

ここで浜中町の現状について、ご説明いたします。浜中町地域防災計画の第25節には、広域応援計画というのがございます。この中では、町、及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり、他の市町村及び消防機関と、相互に広域応援対策を講ずるということになっております。次にですね、釧路管内の状況についてご説明いたします。釧路管内8市町村防災協定というのが、平成24年9月24日に結ばれています。この中身が、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における、迅速な応急活動を実施した被害の軽減と、被害者の救護を図り、提携市町村住民の福祉の増進に資することを目的に協定を締結しております。この中に、釧路地域防災備蓄整備方針というのがございまして、この中には、津波による大災害が発生した市町村を、内陸の町村が物資等の支援を行うということです。簡単に言いますと、浜中・厚岸・釧路町・釧路市・白糠・釧路市音別が、津波で被災した場合に、内陸部の弟子屈町・標茶町・鶴居村・釧路市阿寒が、海岸部の支援物資の応援に

来るということです。その逆がありまして、弟子屈町・釧路市阿寒・鶴居村で火山、または洪水で大災害が発生した場合、海岸の、釧路市ほか、浜中・厚岸・釧路町・白糠で、物資等の支援を行うという内容になっております。いずれにしましても、岩手県遠野市における広域支援拠点においては、東日本で非常に効果的に役割を果たしたものであり、すばらしい支援活動だったと思っております。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 全体的な防災計画を見ても、市町村、それから公共の団体等の連携というのもあります。しかし、連携するということにはなっておりますが、実際にそういうのが起きた時に、訓練もされていないし、あらかじめ想定される津波に対してどんな支援を外部団体がやってくれたら助かるのだと。ヘリコプターを出してくれる海上保安庁や消防庁や、あるいは、自衛隊、それらの人達と具体的に、こういう場合はヘリコプターを出しましょうとか、海にずっと流されていった人達を助けるために、海上保安庁が、沖に船を出して流されている人を救うとか、そういうのが、具体的にやってほしいなということを浜中町から要請して、それに対して、それらの団体が、それはできますよとか、そういう話し合いが文書では、こういうふうに出ていますが、具体的に出ているのかどうか、その辺はいかがですか。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

〇防災対策室長(小原康夫君) 今、言われました、自衛隊、海上保安庁、消防も含まれると思いますが、実際に、こういった避難訓練等の部分では、話し合いは釧路駐屯地では数回ございますが、保安庁とかとお話をした経過はございません。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 先ほど、遠野市のことを室長が述べられておりましたけれども、本当に、あの時、既に、後方支援として自衛隊を3,500人も集めて、それぞれの町に振り分けて出したりして、そういうこともやっていたことを話してくれましたけれども、そういう、具体的にこうなった場合はこうだという、具体的な話し合いというのを私は、浜中町だけの問題ではないので、釧路管内全体で遠野市のような釧路管内で、海で、災害が起きた時、山で、災害が起きた時、お互いに協力しようではないかというその辺の話し合いといいますか、方向性といいますか、それが繋がるような状況というのは、町長段階で、話題になったりしているでしょうか。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) 先ほど、室長から答弁しましたけれども、釧路管内で対応、協議会といいますか、その話はされております。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

〇1番(加藤弘二君) されているということで、私、今回、質問したのですけれども、 さらに、具体的にこれから来るであろう大変な災害に対して、どう対応するかというこ とで、是非、管内、手を繋ぎ合ってやっていただきたいなと、そんなふうに思います。 次に、大規模災害期における支援内容を、時間軸に沿って、5つに分類しております。 それは、緊急対応策で発生時から1ヶ月とか、半年とか、1年とかってあるのですが、 やはり、人命を救助することからすると、私は、Aの緊急対応期という、災害発生から 1ヶ月が勝負だと思います。やはり、何といっても、人命救助が中心だと思うし、あと B以下は、その後の対応策ですね。復興も含めて、復興推進期という、1年から復興ま で大体10年位かかりますから、そう言われているのですよね。今日は、緊急対応期の スモールabcについて、ちょっと、深めていきたいと思います。aの救命・救助期、 発災から3日間、時間にして72時間ですね。よく、この72時間というのは、生命が 保たれている期間、最終的に72時間以内に見つけてあげようということですね。昼間 の天気のいい時に、津波来るぞと言ったら、逃げ道、庁舎があって、避難道があって、 それさえあれば、浜中町は十分だって、この前までされていました。しかし、災害はい つやってくるかわかりませんね。そんな、大変な事を想定しながら、自分たちはこの災 害を考えていかなければならないと思います。

例えば、今、昆布採りの時期で、今日は、一つの組合だけで、おとといは、両方の組合が昆布出まして、朝の5時から8時30分まで、あるいは、朝の5時から8時まで昆布漁がありました。昆布漁の最中に、津波が来たとします。この場合を想定してみたらどうなるでしょうね。質問します。沖で、昆布採りをしている人はどういう形で地震があって、津波が来るぞということを知ることが出来ますか。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 沖で、昆布漁中に、大津波警報が発表になるという状況の部分なのですが、単純に、海岸の部分で、まず一つは、行政防災無線で、Jアラートからその旨の放送が聞こえる場所もございますし、あと、町から、電話会社3社からメールの配信も一斉に行います。ですから、相当な部分では繋がるとは思っております。それと、携帯を持っていない高齢の方がいたとしても、単独で一人で昆布を採っている

人はいないと思うので、周りの仲間の漁師から連絡が入ると思いますので、この辺で十 分連携が取れるのかと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 加藤議員。
- ○1番(加藤弘二君) 防災無線並びに携帯での、緊急防災放送というのはそれをキャッチするだろうというのと、あとは、地震が発生した時に、地震の波が海水面を通ってやってくると思っています。最初の縦波はP波と言われ、次に来る波は、S波と言われて、その波を伝わってくるやつが、船に当ってなんだろうと、地震でも来たのかなとわかるそうなのですよね。それで、P波は、秒速、6kmから7kmで、S波は、3.5kmで、これは船に乗っている人はわからない。しかし、陸にいる人たちは揺れるので、揺れる波なので、これは大きい津波が来るな、というのがわかるということですね。地震が来るぞというのがわかりました。昆布採りしている人達は、昆布採りをやめていかりを上げて逃げると思うのですよ。どっちに逃げたらいいのか、決まっていますか。
- **〇議長(波岡玄智君)** 防災対策室長。
- **○防災対策室長(小原康夫君)** 今の、いかりを上げてどちらに向かうのかという質問ですが、間違いなく、一番先に、自分の寄港の港、例えば、霧多布でいえば霧多布港、新川であれば新川、琵琶瀬であれば琵琶瀬の漁港、というような方向に向かっていくと思います。ただ、その状況によると思いますが、今の大津波を想定している場合においては、21分という部分がございますが、その状況によって、もしかすると寄港地が変わるかもしれませんが、現在、考えているのは自分が出発した港に戻るという認識であります。
- **〇議長(波岡玄智君)** 加藤議員。
- ○1番(加藤弘二君) 新川に住んでいる人が、下の方に行って漁をしている時に、また、新川に戻るというのは大変ですから、その場合によって、一番安全な所というのは、漁師自身が考えて、奔幌戸の砂浜に、そのまま乗り上げて避難するとか、場合によっては、漁師自身が自分で判断して、大きい船は、沖に行って安全を確かめながら、沖で待機している状況もあるそうですが、昆布船の場合はどうなるのか、それは、私、わかりません。そういう面は、漁業協同組合あたりで、それぞれ漁師の皆さんが、こうしたらいいのではないか、ああしたらいいのではないか、と決めて判断はやはり、漁師一人一人で判断してやってもらうということになります。そんな状況で、近くにある小島に避難してみたり、あるいは、検幕帰に避難してみたりね。あるいは、自分が寄港する港で

はなくて、一番近い港に乗り上げて避難するとか、色々あると思うのですが、その辺は 漁師の皆さんで話し合って、自分の判断ができればいいなと思う訳です。そうした場合 に、海岸線非常に長いのですよね。浜中町の海岸線ね。蜘蛛の子を散らしたかのように 逃げて、避難する訳ですけれども、どこに行ったかわからないという場合も、たくさん あるのですね。そういう場合、ヘリコプターを頼んで、みんなが安全に避難したのかど うかを確かめてもらう。中には、水に入って、浮かんでいることもあるかもしれません。 そんな時は、やっぱり、外部からの、海上保安庁や自衛隊に依頼して、すぐ飛んでもら うような体制も私は、考えて頂きたいなと思います。

それから、昆布採りをやっている時に、そういう場合があるのですけれども、大変なのは冬です。二つ玉低気圧が来て、車が猛吹雪のため通れない。役場の放送では、今日は大変な時なので、急用の無い人は家に居てくださいという場合ですね、避難したくても、避難できないのですよ。こういう場合どうするのかという問題です。こういう場合、車で逃げられない場合は、町民の皆様に対して、どんなふうに避難するよう勧める考えですか。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 今、議員言われたとおり、猛吹雪の状況では、防災行政無線であらかじめ放送を入れます。これは、不要な外出は控えてくださいとか、そういった部分とか、それを、一回だけでなく、数回に分けて放送を行っております。それと、車で外出していて、今、言われたとおり動けなくたったよといった時には、講演に来ていただいている方はご存知かと思いますが、まず、出かける際に、そういった場合がある時は、早めに帰ってくることと、どうしても、遭遇する可能性がある場合は、スコップや防寒服、食糧や水など、そういった物も積んでおくというのも、自分の命を守るためになろうかと思いますので、それと、道の駅の駐車場を借りるとか、コンビニの駐車場を借りるとか、こういうことで猛吹雪の中に入ることを、事前に防ぐようなことで命を守っていただきたいと思います。

吹雪の時に、津波が来たらという質問でしたね。すいません。申し訳ございませんでした。実際に、吹雪の中では、避難せきないと思います。ですが、津波が来るといった時には、当然、本来であれば高台へいうことですが、どうにか手を繋いででも、高台へ向かうとか、その辺は、生きる術は今のところ想定はしていないですけれども、そういう術でですね、高台へ行って頂きたいなと考えております。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

る必要があるのかなと思います。

〇1番(加藤弘二君) 津波が来ているのですけれども。津波が来ている時の、二つ玉 低気圧来られたらアウトですよ。これは、家から出て、本当に防寒着をがっちり着て、 雪の中を漕いで近くの建物に避難する。高校の3階に行く。ドアが開いていなかったら 蹴っ飛ばして、壊してでもいいから行く。私の場合でしたら、少し低いですけれどもク リーンセンターまで行って、小さい窓ガラスを割って入って、中からドアを開けて、そ こに避難しようかなと思ったりですね。そういう高い所に避難することも、隣近所が力 を合せて、雪道つけながら、20分位で避難できるような体制もやるべきだと思います。 しかし、逃げ切れない場合もあると思います。こういう時には自衛隊の皆さんがやっ て来て、翌朝早くにでも、支援してくれるということも考えないと、雪がびっしり積も ったところに海水が流れ込んできて、ぐちゃぐちゃになって、それがガリガリにしばれ たらどうしようもないですよ。そんな所だったら、10分も持たないですよね。そうい うことも、我が、浜中町の場合は想定しながら、どうやって助かっていこうかというこ とを考える必要があるのではないか、と思うのですよね。私は、逃げる道路さえ完備で きれば、タワーは必要ないのでないかと思っていましたが、ここに、タワーが出てくる のですよ。這っても、タワーに行けば何とかなるというところに、タワーが出てくるの ですよ。それで、二つ玉低気圧がやってくるのは、多くて冬に3回、少なくて2回か1 回かな。地震の怖い人、津波の怖い人は、その低気圧が出た途端に、私は、冷たい水の 中で死にたくない、という人は早めに避難所に行って、茶内のコミセンや、浜中の改善

それが、救命・救助期の3日間の勝負で、それこそ、専門家がやってきて、町民の命を救うという。それから津波が去ってから、3日から7日までは、どこに避難していたらいいかと避難上、設定する期間であり、8日から1ヶ月間で行方不明になった方々の安否を確認する期間として、緊急対応期というのは一般の人も、安否確認というのもなかなか難しいことで、消防や警察や自衛隊の皆さんの協力も得なければならないかなと思います。

センターに避難しておいたら、冷たい思いをしなくていいかなと。そんな対応策も考え

3番目の質問に入ります。最近、すばらしい事が起きていると思います。それは、被 災した時に、若い人たちが、ボランティアでどんどん入っていますよね。対応しきれな い位、ボランティアが入ってきています。そういう外部から支援しに来てくれる方の、 支援を受け入れ態勢も、事前に、きちっと作っておく必要があると思います。支援物資はどんどんどられてくる。それから、ボランティアの方々がどんどんやって来る。みんな仕事をしたくて、助けたくて、どうにもならないという人たちがやってくるのですよ。その人たちに、本当に、やって良かったなと思われるような仕事を、どんどんやってもらうという体制も、作っておくというのも大事ですが、町の防災計画ではどのようになっておりますか。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 今の、町の受入の件ですが、広域の支援体制については、釧路管内で8市町村でも、支援物資等に関する支援体制方針とか、方向とか情報収集とか受け入れの記述がございます。浜中町の地域防災計画でも書かれておりますが、やはり優先すべきことは、支援の受入体制の確立だと思います。実際問題にボランティアと言われましたが、ボランティアに対する支援の部分の取り組みの方法も記載されておりますが、実際にはそういう体制ができるかどうかという不安は残っております。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) ボランティアといっても、色々な方向からやってくると思います。受け入れ先は、一本化したり二本化したりして、町民の皆さんに支援がきちんと行き届くような方策も準備して、組織的にボランティアがやって来ても、支援して頂くようなことも被災した浜中町としては、礼儀として、そういう方々の対応をですね、本当にたくさん働いてもらうようなやり方をやっていただきたいと思います。それから、近隣町村からの行政マンの支援も、この間起きていることです。

私は、毎年、山田町に支援物資を持って7月に行っておりますが、その都度、向こうの町長とも会って、お話をしております。それで、行ったら必ず挨拶に来る人が説明してくれる人が、北海道庁から来ましたと。あれ、去年、来た人と違うのですね、と言ったら、毎年、一人ずつ行政のお手伝いに来ていますと、40代から50代ちょっと前の若い人たちが、山田町を支援しているという本当にありがたい話だなと思います。たぶん、浜中町にも、そういう形で、浜中が被災したら大変だろうなと、あの時、世話になったから1ヶ月でもいいから応援に行こうかというような形も出てくるかもしれませんし、あるいは牛乳を一手に引き受けてくれる高梨乳業、浜中町が、大きな被害を受けたと。横浜市から行政マンが行って手伝ってもらえないかと、こんなの頼まなくても、自主的にやってくれて、送り込んでくれるということがきちんと受け入れる、本当に、

助かるのだという受け入れ態勢も、私は、きちんと迎える姿勢を作って頂きたいなと思います。

5番目の質問ですが、釧路1市7ヵ町村で、過去に大きな津波被害を受けているのは 浜中町です。浜中町から呼びかける方向で、組織づくりを具体的に、組織づくりのみな らず、具体的に進めるというのを、私は、主体的に進めていってもらえないのかなと思 うのです。今までの津波は、全部、南からやってきております。チリ津波、それから、 東日本大震災、それで、他の町村は、沖を素通りしてきます。津波にやられていないで す。浜中の場合は、嶮暮帰島に引っかかって、そこから水が入ってくる。あるいは、北 から、東方沖地震の時は、浜中湾から入ってきてやられるという、そんな津波ときたら 北海道の東部では、浜中町なのですよ。必死に、これは、私達、考えてきたので、私は 浜中町が先頭を切って、こういう事情からすれば、大きな津波がやってきた時に、犠牲 者を最小限に食い止めるためにも、あるいは、餓死しなくていいような体制を作るのだ という事では、浜中町がやはり、今までの経験から、1市6ヵ町村に呼びかけて、組織 と対応策を組んでやるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 組織づくりの件でお答えします。1番目の質問と、若 干関連いたしますが、津波被害に関しましては、釧路管内市町村長会議の中で、釧路管 内地震津波防災対策連携会議というのがございます。これが、平成24年9月24日に 組織されまして、後に、名称を釧路管内防災減災対策連携会議が設置されております。 管内の地震津波災害対策の外、防災減災のための情報共有等も行っております。市町村 連携の調整を担う組織であります。この会議の中では、難しいような状況のものは発生 しておりませんので、改めてこれに変わる組織づくりについての提案は今はありません。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 現在、そういう組織があって、私、今日、質問したのは、本当に切羽詰った、細かいところまで考えながら、堤防が決壊するような小さな穴でも、きちっと塞いで守るという立場から、色々なことを考え、想定しながら、安全という面で私は質問しました。

それで、今の、私の質問には、前提があるのですよ。前提は何かというと、やはり浜中町の庁舎を早く建設して、まさに、災害が起きた時に、きちっと統括して、町民の生命・財産を守るという庁舎をきちんと建ててもらうというのが前提です。それから、道

路です。避難道、今日、9番議員の質問に対して、私は、町の答弁は何かすごく、道に対して、弱気な姿勢でやったような気がします。私たちは、長い時間をかけて、MGロードは、一頃は、四車線にしてくれないかという、そうであれば、相当、安心して走れるよということがありましたが、三車線、追い越しも500m向こう側で、そして一つになって走るという、車の台数でいえば、それでいいのかもしれませんよ。しかし、都会と違うのですよ。都会からしたら、車の台数が少ないですから。でも、道路に対して安全に、避難できる道路をこんなふうにしてくれと頼んだのは、町民であり、また、それを代表する議員なのです。私は、一歩も譲れないと思うのです。シミュレーション、シミュレーションと言いますけれども、機械的に、計算でやるシミュレーションと、我々が、いざ、大地震といった時に、一目散に逃げるようなそういう状態の中で、要求したものです。ですから、私は、一歩も譲ることなく、町に責任を持って道路の拡幅、避難道の確保、これをしっかり、決めて頂きたいなということを含め、要望として、これらの後方支援の組織は、現在、あるものに命を吹き込んで、実のあるものにして頂きたいということでのお願いを町長にいたしまして、私の質問を終わりたいと思いますが、町長、答弁お願いいたします。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 最初の質問の趣旨が、防災以前に、災害が起きたらどうするのか、 その対応をどうするのか、ということで、終始一貫して流れてきましたけれども、浜中 町の地域防災計画というのは、まず、町民の命を守る・救う、そこが基本なのですよね。 防災計画は。ですから、今、言われました道のことを含めて、これは、町の計画もある ように、しっかり守るために道路も作っていきますし、その方向で、それは、道路を作 っていくと言っても、道道については、道庁ですから、それは強く働きかけるというふ うにお話していますから、やっていきますし、町道は、町の責任を持って作っていくと いうことも、今まで、ずっとやっているところであります。

それと、今、ある組織、釧路管内である組織は、いつわかるのだと言ったら、災害があってからでないとわからないのです。どうなるのかは。そういう意味からすると、今、ある組織、必要があるとすれば、その中で、強化していけばいいと思っています。今、わかっていれば。ただ、今の段階では、あくまでも地震防災、それから火山の噴火と、今、考えられることを含めた地域で、全体でやっていこうと。

例えば、3.11が起きた時に、浜中町に来たのは標茶町から来ました。最初に。ご

みの問題で困っているだろうから、ごみを引き受けてやるということで標茶町に運びました。それは、協定も無かったのですけれども、無かったと言ったらおかしいですけれども、それは、標茶町から直接来ました。ですから、逆にそういう意味からすると感謝していますし、管内全体で動いていますし、それから町の独自、浜中町の中で、海岸線でそのような津波災害があったら、とすれば、農村部から、まず、救助といいますか、援助・支援、これは、まず考えられると思います。そのために、防災避難訓練をやっております。そして、農村方面に行って、受入態勢も農村の自治会で受け入れてもらっているという実態があります。ですから、今、考えられる防災避難計画含めて、地域防災計画の中で、まず、町民の命を、第一に守っていくというのが、一つの方法だと思っております。そのことが守られれば、次の対策、今、加藤議員が言われました、あった時にどうするか、それは、しっかりその後も含めて、今、検討できればいいですけれども、それはちゃんと町民が残って、職員も残って、その対応をしないといけないと思っていますから、これからの課題なのかもしれません。

○議長(波岡玄智君) これで一般質問を終わります。

◎日程第8 議案第52号公有水面埋立て免許に関する意見について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第52号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

〇町長(松本博君) 議案第52号公有水面埋立て免許に関する意見について提案の 理由をご説明申し上げます。

散布漁港の火散布外港につきましては、漁港漁場整備事業計画により整備を進め、平成22年9月議会において、公有水面埋立ての同意をいただいておりましたが、平成24年に北海道の計画見直しにより一旦計画を終了し、新たに流通拠点港として第2種漁港の指定を受け、新しい整備計画に基づいて整備が進められております。

このたび、新たな整備計画による公有水面埋立てについて、7月22日付けをもって 北海道知事から漁港施設用地等を確保するため、公有水面埋立法第3条第1項の規定に より、公有水面埋立ての免許の出願について意見を求められ、これに同意することにつ いて同法第3条第4項の規定により、議会の議決が必要でありますので、ここにご提案した次第であります。

なお、散布漁業協同組合からは、平成27年7月1日付けをもって北海道知事に対し、 共同漁業権漁場の一部喪失に係る同意書の提出がなされております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(波岡玄智君) これから議案第52号の質疑を行います。
- **○1番(加藤弘二君)** 質問いたします。一時、中断になっていた漁港が、また、このように具体的に計画されたということは、大変喜ばしい事だと思います。3点ほど質問いたしますので回答をよろしくお願いいたします。

一つは、先日、図面を頂きましたが、散布の漁港を見てみると、5 t 未満とか10 t 未満とかの、あるいは、定置網漁の船がいつも十数隻停泊していますよね。それらの船が、今度予、定されている漁港に停泊するとなれば、何隻ほど係留することが出来るのかという点を説明していただきたいと思います。

二つ目ですが、総工費はいくら位を見込んでいるかということ、三点目は竣工まで、 今、図面がこうやって出ていますが、もう既に、下ごしらえのような工事が始まってい るのかどうかを含めて、今後の、竣工までの期間がどの位になっているのか、その点の 説明をお願いしたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 水産課長。

1番加藤議員。

○水産課長(石塚豊君) ただいま、三点ほどご質問がございましたけれども、まずー点目の、この外港につきまして、どれ位の隻数が泊められるかということでございます。今回、整備いたします外港でございますけれども、漁船の係留施設としましては、マイナス3.5 m岸壁、これが、延長109.8 m、マイナス3.0 m岸壁、これが、延長51.1 m、そして、それらの岸壁に広がっている水域ですね、港の漁港内ということになりますけれども、この水域がマイナス3.5 mで泊地としまして、7,310 ㎡という形で、整備するというものでございます。それに、これらに付随する護岸が、新設で140 m、改良で44 m、そして、防波堤につきましては新設が、180 m、改良が54.5 mの整備、その他で漁港用地の整備といたしましては、新設で3,600 ㎡、その他輸送道路新設で、405 mなどというようになってございます。質問がございま

した、何隻ほど係留できるかということでございますけれども、水深がマイナス3.0 m、3.5 mということでございますので、一般的には、すべての水深が問題ないとのことでございます。散布でございますと、鮭定置網の漁船、あるいは、5 t 以上の漁船の係留、数的には、何隻というのは言えませんが、係留の仕方にもよりますが、相当数の漁船が係留できるものと考えてございます。

二点目の総事業費ということですが、事業費につきましては、計画では、平成32年度までの7年間で、事業費的には29億円というふうに見込んでおりますけれども、その後、具体的な事業費の積算を行ったところ、事業費が29億円から35億円ほどに引きあがっているということ、それに伴いまして、事業期間につきましても、概ね34年位かかるだろうということでございますので、当初の計画より、2年ほど遅れまして、平成34年度完成という形で、現在見込まれているところでございます。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 当初、もっと大きな漁港で計画を組まれたところ、ちょっと、中断でだめだったのですが、その当時も、外港で、太平洋に面しているところに、口が開いているところから波が入ってくるのではないかと、一般的な話も出ていたのですが、渡散布の漁港を見ても、太平洋に面している岸壁は、本当に、高い壁でできておりまして、静穏域を保たれているような港になっております。今回、このような形で、図も出ているのですが、そういう外海から来る波の影響というか、そういうものに対しての、対応はどのように図られているのか説明をお願いします。

〇議長(波岡玄智君) 水産課長。

○水産課長(石塚豊君) 波の影響の関係でございますけれども、今回、整備する外港につきましては、以前、計画いたしました旧計画の時と比べて、漁港自体の面積は、小さいものになっております。前の計画では、直接、東側の方ですね、東と言うか、霧多布側に漁港の入り口が開いていたのですが、今回の計画につきましては、散布の川、河川に方に港の口があるという事でございますので、その点では、静穏域が多少なりとも保たれているというふうに考えますし、また、事業費が、今回、アップしたという部分につきましては、防波堤の積算金額が7億、8億近くアップしている、ということが原因となっております。アップするというのは頑丈な防波堤を築いていくということで、その点も考慮した、設計となっているものと考えております。

〇議長(波岡玄智君) 9番川村議員。

○9番(川村義春君) 私の方から聞こうとしていた内容は、1番議員とダブるということで、そこは割愛しながら聞いていきたいと思います。議案関係資料を見ておりますけれども、資料に示された設計図は、埋立面積が、4,764.87㎡、施行区域面積が、12,937㎡で、合計17,701.87㎡というふうになりますけれども、散布漁港の外港工事は、西防波堤については、既に、できていると、それで、この埋立区域と施行区域の工事着工期間、完成時期は何年から何年までかということでありますけれども、予定としては、今年度から着工することになって、予定として、1番議員からの質問にありますように、予定としては32年だけれども、35年までかかりそうだということで理解してよろしいかと思います。

それでですね、埋立後の用地利用と、船揚場ができる訳ですけれども、先ほどの質問でいきますと、今、橋の下にある、5 t 未満の船ですね、それと、定置網漁船はすべてそこに収容できるように答えられました。それで、まだ、泊地に余裕があると思うのですね。それをですね、今時期、200 カイリ対策といいますか、沖合漁業がどんどん衰退しているという部分での、静穏域がある程度確保できるとすれば、その部分を、養殖施設に利用できる可能性はあるのかどうか。

それと、今現在、火散布橋の下流側に船が泊まっていますから、その船が出ることによって、今、上流側にある、ウニの養殖施設が雨水対策で被害を被っているので、下流側に入れて災害対策にするということが可能であるのかどうかをまず確認したいと思います。

それと一般質問でないですから、もう少し質問しますが、渡散布の漁港については、 散布漁港の分区と聞いていますので、併せて聞きたいのですけれども、渡散布港の港内 の水が相当悪臭が漂って、相当ひどい臭いがしている。あれはたぶん、入り口が一つで あって出るところがないと。それで、入ってきた昆布とか雑海藻が入って、中で腐って しまうのですよね。それで、非常に悪臭が漂っていると。それで、私が思うには、東側 の斜路と西側に斜路がありますが、斜路の横に穴を開けて、そこを水が出入りできるよ うにする。そうすると、あの悪臭が無くなるのではないかと、そして、なおかつ、西側 の航路内の中に船が着かないところがあるのです。そこは、ウニの養殖には最適な場所 だと私は思うのです。あそこで、10件程、養殖場ができるのではないかと思っていま すので、それを変えるとなると火散布漁港の改修計画の変更が必要になってくると思わ れますが改修の変更計画が変更できるかどうか、出来るのであれば、多少の期間がかか っても、お金がかかっても是非やるべきだと思うのです。とにかく、行ってみればわかると思いますが、担当はもちろん分かっていると思いますが、ひどい臭いですから。一番酷いのは、東側の船揚場が非常に臭い。その辺の環境の改善する意味でも、道に対しても、整備計画を分区としての計画を改修する計画があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 水産課長。

〇水産課長(石塚豊君) ただ今、9番議員からのご質問ですけれども、まず、最初の 議案関係資料の関係でしたが、埋立区域と施行区域ということで、それぞれ面積を載せ てございます。施行区域の面積につきましては、埋立区域の面積も含められているとい うことでございますので、埋立区域の面積も含めた形の施行区域ということでご理解願 います。

質問の中で、外港の漁港内の養殖施設の設置ということでございますけれども、今回の散布の外港の部分につきましては、養殖施設の設置という形の事業計画にはなっておりません。あくまでも、漁船の係留という形の施設の整備ということでございます。ただ、先ほど、議員おっしゃいましたけれども、外港を整備することによりまして、現在、河川の漁港を利用しております漁船の係留が、解消されるということでございますので、現在の、河川の漁港の狭隘が、解消されるという部分、あるいは、漁港施設用地の不足も解消されるというような部分が図られますので、そういう意味ではウニ養殖施設、現在は、ウニ養殖施設は、火散布橋の上流側に内水面の漁業権を設定して、養殖を行っているということでございますので、それを、下流側に持っていくということも状況としては、課題になるのかなと考えてございます。

また、今年、外港を整備することによりまして、火散布海岸の海岸自体の形状が、大きく変わってくるということでございます。そうすると、当然、海流の関係とか、海の状況も変化してくるという事でございますので、そういう部分では、散布の関係につきましては、ウニ養殖の新規参入という部分も希望者がありながら、場所が無いということで断念せざるを得ない状況でございますので、そういう部分では、今回の、漁港整備を進めながら、新規の漁場の開発ができるかどうかということも、地元の漁業者さん、漁業協同組合、そして、漁港管理者である北海道と連携・協議を図りながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、渡散布の漁港の関係ですね。こちらでございますけれども、議員おっしゃいま

したとおり、散布漁港の分港ということで整備を進めてございまして、現在、整備計画にございます渡散布漁港の中央部に、大きな胸壁がございます。これを撤去して、マイナス2.0 m物揚場を新設していきたいということ、それに伴います、道路やら用地の新設ということが、現在、今年については、調査設計を行いまして、来年以降、施工という形で進んでございます。議員おっしゃいました港内の悪臭の問題、水の水質が悪くなっているということも、私どもの方でも十分承知しておりまして、過去には鮭の稚魚も中間育成を行ってきた訳でございますけれども、それの斃死が発生したという事例もありました。そういうことから大変、水の循環が良くないということは十分理解しております。どのような解決方法があるかという事につきましては、これも漁港管理者である北海道と十分協議を行いまして、地元の意向に沿うような形でですね、何とか進められるよう取り進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) だいたいわかりました。ちょっと確認ですけれども、この工事の着工時期というのは、いつからになりますか。それとですね、養老散布側も計画があるように図面では見えるのですが、養老散布側に静穏域を作るという、そういう可能性というのは、もう無いのでしょうか。あれをですね、火散布側にまだ伸びていくとなると、小さな湾が出来るといいますか、静穏域がもっと拡大するのではないかと思っているのですよ。そうすると、もっと養殖事業が活発にできるのかなと思いますが、その辺をお聞きしたいのと、渡散布の関係ですけれども、渡散布は現場も見ていますし、過去には鮭の稚魚の養殖もやったという、あの場所はですね、本当に、いい場所なのですよ。言ったらわかると思いますが、入ってきたら、すぐ、ぶつかって擁壁みたいのが出ていて、そこからまた中に入っていって、船着場がある。そして、西側に斜路があるという所ですから、非常に場所的にはいい養殖場所ができるなと思っていますので、やはり漁民と言えども、環境が大事なのですよ。昆布を採っても、何を採っても、環境が一番大事だと。それを、前面に出して、今後、道なりに計画変更を強く要望していただきたい。そのようにお願いしたいです。その辺の考え方をお聞かせください。

〇議長(波岡玄智君) 水産課長。

〇水産課長(石塚豊君) まず、埋立ての着工の時期でございますけれども、今年の1 2月から埋立ての工事を進めるという計画になっております。続きまして、散布の外港 の養老散布側の静穏域といいますか、その区域の関係につきましては、とりあえず、現在の計画につきましては、ただいま示しております、議案関係資料の中央部の一番上側ですね、途中、防波堤が切れていますけれども、これが、ずっと伸びていくという形になりますので、それで、左側の方につきましては、口が大きく開くということでございますので、基本的には静穏は保たれないのではないかと思ってございます。ですから、これに、静穏域を保ち、養殖施設を作るということになれば、また、新たな計画、新たな事業で、実施していかなければならないかなというふうに考えております。

続きまして、渡散布の養殖の関係でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、この部分につきましては、静穏域が保たれているということで、養殖をする場所にとっては適地という認識はございます。ただ、面積ですとか、広さ等もございますので、他の船の航行やら地域の合意等もございますので、その辺含めまして、北海道と十分協議をして、また、漁業協同組合とも十分協議をいたしまして、取り扱っていきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。
- ○9番(川村義春君) 今の、渡散布の静穏域は適地だし、道の方に協議していくというのは、静穏域を確保するというのではなくて、その前提に、西側、東側の斜路から穴を開けるという、水の導線計画が無ければ意味無いですから。それをやっぱり、優先してやってほしいということだけお伝えしておきたいと思います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 水産課長。
- **〇水産課長(石塚豊君)** そのように取り扱っていきたいというふうに思っております。
- **〇議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号平成28年度浜中町一般会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第53号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第53号平成28年度浜中町一般会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、林業専用道開設工事、琵琶瀬木道改修工事など、今後必要とされる 経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、その他一般行政に要する経費でふるさと納税システム導入に伴う運用経費として86万4千円を追加するなど321万9千円を追加、3款民生費では、障がい者福祉給付に要する経費で補装具給付費84万8千円を追加するほか、臨時福祉給付金交付に要する経費など前年度の国・道支出金の精算による国庫負担金補助等返還金などで159万円を追加、4款衛生費では、地域水道管理に要する経費で農業用水姉別1号幹線配水管補修163万6千円を追加するなど199万4千円を追加、5款農林水産業費では、林道に要する経費で林業専用道、茶内中円線開設工事2,000万円を追加するなど2,197万5千円を追加、6款商工費では、観光施設に要する経費で琵琶瀬木道改修工事3,347万円の増額及び霧多布湿原センター管理運営に要する経費で煙突補修270万円を追加し、3,617万円を追加、7款土木費では、町営住宅に要する経費で手数料15万9千円を増額、9款教育費では、教職員関連団体に要する経費で道徳教育推進事業に伴う経費32万円を増額、中学校管理運営に要する経費で、浜中中学校給湯設備補修111万3千円を追加するなど教育費全体で196万8千円を追加、以上により、今回の補正額は、6,707万5千円となります。

一方歳入につきましては、普通交付税確定により832万9千円を減額、各事業の特定財源として国庫支出金42万3千円、道支出金2,052万9千円、商工債2,610

万円をそれぞれ追加、臨時財政対策債発行可能額確定により1,625万2千円を減額、 不足する財源については繰越金3,155万6千円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、64億6,287万4千円となります。 以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては企画財政課長より 説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(金澤剛君)** (議案第53号 補足説明あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) これから議案第53号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

1番加藤議員。

〇1番(加藤弘二君) 2点質問したいと思います。1点は、13ページの備品購入費 で、パソコン等購入費のふるさと納税に係わって質問したいと思います。一般的に、ふ るさと納税ということで、地方創成にも繋がると思いますが、このふるさと納税制度の 本来の趣旨は、自分の育ったところの田舎の自治体に、自分は都会に住んでいるんだけ れど、いくらか、ふるさと納税でお金を納めれば、ふるさとの助けになるだろうと、そ ういう善意の気持ちで寄附をするというか、納税をするというようなことで始まったよ うに思うのですが、最近、ふるさと納税が、すごく熱を帯びまして、お礼を返すことに なりました。例えば、都会のある人が1万円を浜中町にふるさと納税でお金を送ってく れたとします。その場合は、その1万円はどういう形で、住民税とか所得税に割り当て られて税の納入となっていくのか。それから、今、お礼として、例えば、散布で生産し ているカニを送った場合、いくらかかって、実際に納税に1万円、向こうはしたつもり でいるんだけど、実際には、いくらの納税になってきたのかという質問と、浜中町に寄 せられた、直近の平成27年、去年が、特別、多くなったように思うのですが、何件あ って、総額いくらの寄附があったのか。その寄附の内、税金となって納められたのはい くらで、お返しに物に使われたお金が、どれ位になっているのかというのをまず説明願 いたいと思います。

二つ目です。ページで16、17ページの水産業費で港湾の修繕費ということで、出ておりますけれども、私は、台風の被害について、水産に関する台風の被害について直接、今回、ここには載っていないのですが、今日の行政報告の中で、8月の台風被害で水産関係が水産被害で産業用通路、水産製品と出ているのですが、私は、ここに載って

いないで、昆布に対しての台風被害というのが、どうして出ていないのかと思いますが、 玉ねぎとか、野菜類は何ヘクタール水に浸かって、損害額は何億だっていうふうに、出 るのですが、海の場合は、特に、昆布は5月1日から7月31日まで、生産高がどの位 あったのかと。去年と比較して、どうだったのかと。どの位、損をしたのかと。そこが 出なければ、共済組合の金の計算も出来ないという説明も、私、漁協に行って、聞いて きました。でも、現在の時点で、被害はわかると思うのですよね。それは、漁師に聞け ばわかるかと思います。どうだったのと、小屋に行って聞くと、去年まで、小屋にずー とビニールを被せてあるやつを開いて、壁一杯に積んだ昆布が今頃、2段目の手前に半 分は積まさっていると。ですから、まだ、2段目にいっていないのだという事からして も、今の時点で、相当な減額が予定されるのではないかと思います。新聞を見ますと、 道新や、釧路新聞の一面トップで、釧路の昆布が大変だって載ったのも、私、よく取り 上げてくれたなと見ていましたけれども、やはり、浜中の漁師も、出るのはため息ばか りだと。本当に、22日間も漁を出なかった訳で、ため息も出し尽くしてしまったと言 っておりました。こういう時点で、やはり、私たちは、昆布漁師だけでなく、沖合漁師 もほとんど漁に出られないままでいます。何とか、元気になってもらいたいということ から、あらゆる手段でもって、いくらかでも励ますような見舞金を国や、道から激甚災 害指定というと、かなり難しくなりますが、私は、生産量からみたら、激甚災害に匹敵 する位の損害が生じているのではないかと思います。そういう法律上はないかもしれま せんが、私、は米一俵という数え方はないのですが、昔はそうやって支援しましたよ。 米一俵配ったって。味噌を配ったって。これがあれば、来春の棹前昆布が始まるまで、 何とか食っていけるなと。そういう心のこもった支援物資を、私は、何とかして町や、 道で併せてやるべきではないかと。そして、元気を失っている漁師を励ますというか、 そういう制度を作るべきかなと思いますが、その作り方は、私、わかりません。それは 行政の方で考えて何とか追及して、見舞いをできるような体制を作るべきだと、私は思 うのですがそういう考えはございませんか。

○議長(波岡玄智君) ちょっとお待ちください。この席は、予算審議の時間です。一般質問とは自ずから違いますので、今、加藤議員、言われたのは、いわゆる計上されている予算の質疑は一切ありません。これは一般質問です。一般質問と、予算審議は厳格に分けて議会は進んでおりますので、関連ということではある程度許せるけれども、全てが関連という事は議会の運営上、決して、私は、好まないことではないと、そのよう

に思いながら議事運営をさせて頂いております。これまでもそのように申し上げておりましたので、その辺を十分にご留意頂いて、予算審議に参加して頂きたいとこのように思います。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時58分)

(再開 午後 3時27分)

〇議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員に対する質疑に対する答弁をお願いします。

税務課長。

○税務課長(梅田一光君) 質問にあった、ふるさと納税の所得税と、町道民税の具体 例について説明いたします。議員から質問があった、1万円をふるさと納税として納めた場合ですが、自分の住んでいる市町村の、町道民税が安くなるのですが、1万円を納めた場合は、2千円を控除した額、8千円が、まず、所得税の所得額から差し引かれて、所得税の場合は、5%から35%までが税率となっておりますので、所得の残った額に応じて400円から35%だと、2,800円までの税額控除となります。町道民税については、一律10%なので、1万円の場合、2千円控除した8千円の10%の800円が、その出身の自分が住んでいる町の、町道民税が安くなるということで、納めた町村ではなくて、自分の住んでいる町村の税額が減るということです。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) ふるさと納税でございますけれども、その趣旨というのは 議員おっやいますとおり、応援したい町に寄附をして、その町の活性化に繋げてほしい ということでの趣旨でございます。また寄附金でございますけれども、先ほど、1万円 の寄附ということでございます。それに対して、返礼品はですね、寄附金の2分の1相 当額というふうになっておりますので、先ほど、1万円という話でしたけれども、5千 円相当の物が返礼品というふうになっております。

それと27年度の実績でございます。1,706件、1,821万円となっております。

〇議長(波岡玄智君) 水産課長。

〇水産課長(石塚豊君) 水産関係、昆布の関係のご質問でございます。まず、1点目

でございますけれども、昆布の被害の関係でございますけれども、今回の、台風等の大時化により、昆布、海底の岩盤に根を張らせて生育しているという状況でございますけれども、時化等によって抜け落ちて、資源量に影響を及ぼすということは想像されることでございますけれども、実際の大時化で、どの程度、昆布が抜けたのか、あるいはどの位の量が抜けたのかというのはですね、海中の中でのことですので、陸上の農産物等と違いまして、状況を把握することは非常に困難であるというふうに思ってございます。また、漁獲量にどの位、影響があるかということでは、現時点では、まだ、漁期が終わってございませんので、その判定は、今のところ難しいということでございます。今後、昆布漁の出漁の状況、ある程度、生産量が確定した段階で、関係機関が要因を評価することになろうかと思っております。

続きまして、昆布の生産予想ということでございますけれども、今年は、当初ですね、昆布の生産量は、割と良いということでございます。当初ですね。成昆布の生産の計画でございますけれども、当初の計画では、浜中漁協で848 t 、散布漁協で500 t 、併せまして、1,348 t の予想をしておりました。これはですね、昨年の実績は、1,305 t でございますので、それを上回る予想でございました。ただし、その後、ご案内のとおり、時化等ございまして、その後、下方修正しておりまして、浜中漁協につきましては、654 t 、散布漁協につきましては、400 t で併せて、1,054 t の予想ということで、概ね20%程度の減産ということで、昆布生産の予想を立てているところでございます。 棹前昆布はですね、既に、終了している訳でございますけれども、生産量が183 t でございましたので、この分を併せますと、年間の生産予想ということでは、1,237 t ということになりまして、これは、平成21年の1,418 t、平成23年の1,468 t を下回ることが予想される状況にあるということでございます。今回、両漁協で、下方修正したということは、昆布の資源量というよりは、出漁日数が目標に到達しないということから、出漁日数の減を見越した、下方修正ということではお聞きしているところでございます。

つづきまして、昆布減産の対応といいますか、支援ということでございます。昆布につきましては、不良対策としまして、共済の制度がございます。漁獲共済という制度と漁獲共済の積立プラスというものがございまして、この共済制度によりまして、漁獲共済につきまして、過去5年間のうちの、中間3年間の平均の75%の部分まで補填するというような制度でありますし、積立プラスにつきましては、この75%から100%

の間の部分につきまして、支払いの判定金額というのがありますが、この金額の到達する部分まで、補填をしてくれるという制度がございます。ただ、この共済制度でございますけれども、昆布の水揚げが確定しなければ執行できませんので、昆布の1年間の時期が、5月から翌年の4月ということでございますので、今年の分につきましては、来年の4月でなければ生産量が確定しないということで、仮に、給付の対象になるとしても、実際の支払いについては、6月、7月というふうになっておりますので、そこら辺は支払いの時期の課題というふうには捉えております。

今後、出漁日数とか、生産の見込みは、まだ、あと1か月以上漁期が残っておりますので、その推移を見ながらという形にはなると思いますけれども、漁業協同組合とも連携を図りながら、行政として、町として、どのような支援ができるのかということを十分、相談させて頂いて、必要であれば実行していきたいというふうに考えてございます。過去には、流氷の被害で、大減産になった年もございまして、その時は、漁業協同組合が生活資金貸付の利子補給をやったという話も聞いてございますので、その減産になった時の対策、過去の対策も参考にしながら、今後、何が実行できるかということを考えていきたいというふうに思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 水産関係につきましては、議案の中に出ていなかったので、何で出ていないのだろうと思いながら質問したら、それは違うよという話だったので。今、丁寧に、水産課長の方から説明がありました。私も、今後、推移を見ながら、何とか支援していけるような事を考えていきたいなと思います。

それで、一つ目のふるさと納税の件でございますが、27年度はいかがですかと聞いたところ、1,706件で総額1,821万円ということで、ほとんどの方が1万円と。それで、あとの115万円については、10万円を寄附してくれた人もいれば、2万円ずつ寄附してくれた人もいるのかなと思います。ただ、私が思うのは、このふるさと納税ですが、自分のふるさとの財政が、少しでも豊かになるようにということで始まったのですが、経過を見ますと、お返し物目当ての、ふるさと納税というふうになっているのではという感じがしています。それで、どこまで、ふるさと納税は進むのかなって考えたら、私は、頭の中がおかしくなります。思うのは最初の気持ちですね。遠く離れたところから、自分のふるさとにいくらかでも自分の税金が安くなるということから、その分、ふるさとに何とか寄附したいという気持ちを大事にするというのが、私は、ふる

さと納税の心だと思うのですよ。ですから、そういう善意ある心をそういう物で返す。 物を目的として1万円を寄附する。しかも、自分のところの納税額も減るといいますが、 寄附した人にとっては、有利な制度になっているように思います。結論から言いますと、 浜中町はこのふるさと納税、そのものについて趣旨に反すると思うので、私は、やめる べきだと思うのです。今回、提案された11万位というのは、そういう将来、これから 領収書を発行したり、新たに浜中町の制度はこうなりますよという、お手紙を差し上げ る時の、パソコンを使うという予算として出ているのですが、私は、浜中町の農産物や 海産物を売るというのであれば、普通の生産活動、販売活動の中で、私は、勝負すべき だなと思います。カニにしても、ホッキにしても、エビにしても、昆布にしても、本当 にすばらしい物だと思います。ですから、そういう趣旨が変わったような状況の中で、 販売するのは、それらを生産する生産者にとっても、私は、おかしな気持ちになるのか なと思いまして、寄附はありがたく受け取る、謝礼は、町長名でこれだけの物をいただ いて、本当に感謝しておりますという文書1枚をつけて、一石投じて私は、趣旨が異な ってきた状況の中では、きちんとした対応を取るべきかなと思います。そういうふうに 戻ることが大事と思います。町としては、今後、これについては、どのような対応を続 けていこうとしているか、町長の答弁をお聞きたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 今、議員おっしゃられました、最近、返礼品目当てでのケースが多いのでは、ということでございますが、実は、全国的にそういう傾向が見られつつあるのかな、ということになってございます。それでですね、実は、返礼品の対応ということで、総務省の方から取り扱いについての通達がございます。その中では、ふるさと納税は寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉増進を推進するために、善意の寄附を貰うと加えて、その寄附に対して、税務課長が言った、優遇控除がされています。そういうことですので、趣旨に反するような返礼品は行わないようになっています。具体的には、金銭類似性の高い物、例えば、商品券、プリペードカード、電子マネー、ポイントカード性の高いもの、電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、それと、高額又は寄附金額に対し、返礼割合の高い返礼品を控えるということになっています。浜中町の場合、先ほど27年度の実績をいいましたが、1,706件の18,210千円のおよそ1万円平均になっており、多額な案件というのはありませんので、返礼品についても、2分の1の5千円相当の物としているので、引き続きこの形でやって

いきたいと思っています。

- **〇議長(波岡玄智君)** 加藤議員。
- ○1番(加藤弘二君) 引き続き今のような形でということですが、寄附をするという人の気持ちは、とても本当にありがたいことなのですよ。心から1万円なり、2万円なり、私も、色々な寄附を受けていますが、本当に被災した人のために使ってくれとかね。見舞金とかでくれるのです。そういうものを日本の大事な助け合いの心というのを、まともに受けるということからしたら、今日、浜中町がやっているような、返礼の高値なもので返礼というのは、寄附してくれた方の気持ちが薄れるのではと思うので、私は、どこの自治体もそんなに、これを礼状1枚に変えます、とやっているところがあるかもしれないが、私は、そういうすっきりした形で示すのが、今の世の中で大事なことではないかと思うのです。そういう方向に進む考えはないのでしょうか。
- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 返礼品を無くしてとの話です。今まで、返礼品が無くて礼状だけでという町村についても、返礼品を新たに加えた町村もあります。確かに、ありがたい寄附金を頂いて、それを、町として、まちづくりに活用していくということで、それに対してのお礼というように考えていますので、引き続きこのような形で行きたいと考えています。
- **〇議長(波岡玄智君)** 9番川村議員。
- ○9番 (川村義春君) 数点にわたって、質問させていただきます。17ページの清掃費ですが、最終処分場管理運営に要する経費で、補修用原材料が、29万2千円追加されておりまして、当初予算で、24万7千円ありますから、53万9千円になりますが、説明では、鉄管を購入するという話でありました。これは、埋立処分場の防護柵の補修用と言われていましたが、鉄管を購入するだけでよろしいのでしょうか。相当、腐食しているので、鉄管を取り換える作業や、それに巻き込むネットもあったはずですが、ネットの購入費用はこの中に入っているのでしょうか。そして、その作業は、職員が行うのかどうか。高いので危険な作業になると思いますが、その辺の大丈夫かどうかという心配もありますので一応聞いておきます。

それから水産業費の修繕料で港湾管理に要する経費の修繕料ですが、霧多布港の照明 灯5基分が、50万7,060円、霧多布港湾施設補修ということで、63万1,85 4円ということで、113万9千円の追加補正であります。よくわからなかったのは霧 多布港湾施設用地の補修ということで、企画財政課長の方から、臨港道路の補修という ふうに聞きましたが、具体的に臨港道路のどういう部分を補修するのか、補修内容につ いてご説明を頂きたいと思います。

それから、その下の観光費でありますが、琵琶瀬木道改修工事の予定工期について伺います。いつから、いつまでの間に発注するのか。それでですね、議長のお許しを頂きたいのですが、これに係る平面図、横断図が出来ていると思いますが、この議会中に全議員に配布して頂けないでしょうか。

○議長(波岡玄智君) 議長の方で取り計らいます。

○9番(川村義春君) よろしくお願いします。高床式53m、スロープ20.8m、 浮き橋式258.4m、木チップ歩道145mというふうになっておりますが、具体的 な縦横断があれば、よりわかりやすいと思いますので、よろしくお願いしたいと思いま す。

それから19ページの町営住宅に要する経費の役務費であります。これの手数料、1 5万9千円の内容について、詳しくご説明を頂きたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(渡部直人君) 最終処分場管理運営に要する経費の原材料に関する質問ですけれども、この度の台風被害によりまして、最終処分場の埋立地に設置してあります防風ネットが倒れました。それで、杭の部分が倒れた部分ですので、ネット、その物については、破損していない状態であります。それで、台風が数回通過した訳ですが、最初の時点ではある程度、傾いていた位だったのですが、その後、11号、10号と来まして、かなり、傾斜がきつくなって、ほとんど倒れかけている箇所が数か所あります。これは木製の柵なのですが、これを、一度立てて、鉄管で支えて、補強するという工事になっております。これは、処分場の職員2人と、担当職員で時間を作って、早急に処理したいなと考えております。いずれ、ネットの高さが3m位ありますので、高い所は重機等で処理する形になります。過去にも、傾いていた箇所を修復した経験もありますので、それを基に、今回の部分は、原材料だけの補修となっております。人件費については、最終処分の賃金等で対応することになっております。

〇議長(波岡玄智君) 水産課長。

〇水産課長(石塚豊君) 17ページの港湾管理に要する経費の修繕料でございます。 臨港道路等臨港施設補修ということでございますけれども、まず一点目が、本港地区の

臨港道路という場所でございまして、信金裏にあるテニスコート付近でございますけれ ども、そこの縁石の復旧、舗装の復旧、そして、グレーチングの補修ということでござ いまして、冬期間の雨水等の凍結によりまして、破損が原因という形でなってございま す。次に臨港道路の雨水升の補修につきましては、浜中漁業協同組合の購買店舗の横の 雨水升の嵩上げを、20cmほど行いまして、10万1、250円でございます。続き まして、臨港道路の補修ということで、二点ございまして、一点は、琵琶瀬湾東地区臨 港道路ということで、琵琶瀬湾側にあります水取場側の臨港道路でございまして、道路 の陥没が発見されまして、それの陥没箇所の補修、舗装の復旧と、もう一点が、暮帰別 地区の道路ということで、暮帰別の飯高水産の加工場の側の物揚場の砕石の敷均しとい うことでございます。併せまして、32万2,164円でございます。もう一点が、陸 閘発電機用部品補修ということでございまして、これは、臨港道路とは違いまして、陸 閘の1と2、これは、一番東側にある陸閘と、次の陸閘がありますが、それの共有の停 電時の発電機がございます。それの発電機の不具合によります故障の修理ということで ございます。これは、8万4,250円となり、トータルいたしますと63万1,85 4円となりまして、照明灯の50万7,060円を加えまして、113万9千円の補正 をお願いするところでございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 商工観光課長。
- **○商工観光課長(戸井洋典君)** 琵琶瀬木道の工期でございますが、10月に入れば、利用者がかなり減るということで、予定では、10月発注ということで考えております。 工期については、撤収しながらの工事になりますので、3か月半程度かかると言われていますので、1月以降かなと思っております。
- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 19ページの町営住宅に要する経費の役務費の手数料でございます。これにつきましては、茶内A団地の昭和42年建設の2棟8戸に付随する外の物置6戸分にかかるもので、その物置の中に、家電製品が放置されておりましたので、その処理手数料でございます。家電の内容は、冷蔵庫が10台、テレビが7台、洗濯機が9台の処理手数料でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。
- **〇9番(川村義春君)** 最終処分場の原材料について詳しく説明して頂きました。木の柵が倒れて、それを支えるのが鉄管で支える、その鉄管を購入するということですね。

それで、ネットについても3mという高い所まで張っているので、重機を使っての作業になると思いますが、内容的には良く解りました。職員で対応するにしても、非常に危険ですので十分、事故が起きないように、配慮しながらやってほしいと思います。内容については解りました。港湾についても了解しました。琵琶瀬木道の工期についても了解しました。

それで、19ページの手数料の関係で、再質問しますけれども、42年に建設した2棟6戸の公営住宅に家電製品があったということですね。これは、当然、出る時に敷金を払っているでしょうから確認しているはずだと思います。なぜこのような状態になったかというのが、一番の問題だと思うのです。1軒の家で、冷蔵庫の10台、テレビ7台、洗濯機9台あったと。これは、どういう状況にあったのか、もう少し、その辺の状況を詳しく教えていただければと思います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 茶内の公営住宅2棟8戸の住宅の外の物置6戸に付随するものでございます。この中に、戸数よりも多い電化製品が、放置されていたということでございます。退去する際には、現地を確認して、きれいにして退去してくださいということでお願いしていますけれども、この住宅は、24年に最後の方が別の場所に移られたということです。ですから、それ以前の皆さんが、出る時に、結果的にそのままにしていたということが一つあると思うし、一つ物があれば、他から持ち込んで、そこに投棄するようなことになってしまったのかなと推測しています。退去に関しましては、近年は、必ず、以前もそうでしたが、現地確認して、きれいにして退去してくださいよと指導しておりますのでその辺、理解を願いたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 家電リサイクル法という法律があって、必ず、持ち主が処分することに法律的になっている訳です。今、総務課長から24年が最後に退去されたと。その後に、物置を調べたら、これだけの物があったということは、想像するに、不法投棄ですね。周辺の人で、あそこは物置状態となっているから、そこに持って行けば、町で何とかしてくれるだろうと。処分してくれるんだろうと。そういう思いもあって、そこに集まったのかなと思うのですが。2棟8戸に入っている物置6戸に入っていた家電製品ですから、特定はできる訳ですよね。当時、住んでいた人、その物置を使っていた人を特定できるんですよね。特定できる方々に対して、どういうアプローチをされたの

でしょうか。私の物でないということだったのでしょうか。もし、それが特定できて確認した上で、私の物でしたということになれば、当然、その人に処分を求める。これが原則だと思うのですよ。だいぶ、古い話ですから、24年以前の話ですから、総務課長にこうすべきだといっても過去の話ですから、それまで4年間も放置されていて、今、出てきて所有者も特定できない。どうにもならないから、町で金出して処分すると。こういうことで果たしていいのでしょうか。

私は、このままの予算措置は、解らない訳ではないが、不法投棄の場合は、罰則規定 もありますよね。町民課長が良く解っていると思いますが、持ち主が特定されていれば、 罰則規定を適用するとか。それによって、処分するとか、本人に処分を求めるとか、で きるんですけど特定できるのかできないのか、その訳を教えて頂きたい。特定できれば 請求できるし、特定できないのか、どうか改めてお知らせください。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 議員、今、言われたとおり、特定できれば、当然、本人へ請求することになりますが、今回の場合は、特定できないので、このような形で予算計上させて頂きました。なお、今後は、退去に関しましては確認して、このようなことのないようやりますので、今の入居者についても徹底したいと思っております。

〇議長(波岡玄智君) 3番鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 今の、9番議員のご質問と、同様の質問となりますが、町営住宅に要する経費の家電リサイクルに関する、15万9千円ですが、今の質問の中での回答で大体、理解といいますか、様子が解りましたが、24年に、すべての人が退去して、これまで4年間、何も、原課としてその物置を確認していなかったのか。それと、退去する時に、物置の確認、物置に施錠はされていなかったのか。その辺の確認をしたい。もし、管理が適正にされていなかったということであれば、極めて遺憾であります。本来、当然、入居者が退去する時には、それぞれ、入居している建物等を、全てチェックするのが普通だろうと私は思うが、それがやられていなかったということなのか、再確認をしたいと思います。それから、中身が冷蔵庫10台、テレビ7台、洗濯機9台ということでリサイクル法によって、金額が定められております。若干、大きさによって金額は異なりますが、リサイクル料金について若干、計算してみますと、リサイクル料金だけですと10万円にも満たない金額に、私の計算ではなるのですが、それが、15万9千円になることの積算根拠を教えて頂ければと思います。それと、その物置に、それ

だけの家電が放置されているのを、確認できたのはいつごろなのかを含めて、一つ一つ 教えてください。

それと、17ページの湿原センター管理運営に要する経費は煙突の修繕というような 説明であったかと思いますが、金額がかなり大きいのですけれども、これはどのような 煙突であって、どのような修繕をするのか、その辺について詳しく説明をお願いしたい と思います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 19ページの町営住宅に要する経費でございます。施錠ということでございますが、建物自体が老朽化しているので、施錠されていなかったということでございますけれども、見回りは、団地全体の見回りは定期的に行ってございます。入居者との話し合いをする場合もあるし、建物の補修などの打合せなどもあるので、その際に、見回りをしていますが、今、言っている物置を、特化した形での見回りは今まではしていませんでした。確認ですが、この8月19日に確認をしたところです。それと単価ですが、冷蔵庫については、10台ですので、単価7,630円で、76,30円、テレビは5,524円の7台で、38,668円、洗濯機については、4,822円の9台で、43,398円、合計で、15万8,366円という積算となってございます。

〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(戸井洋典君) 17ページの湿原センターの煙突の修繕の関係でございますけれども、この煙突につきましては、二重構造になっておりまして、化粧的なカラーステン板が外側に巻いてありまして、それが以前から、欠落しておりまして、現在は番線で止めている状態であります。それで、7月に内部のボイラーの補修をしたのですが、その試運転の際に、煙突の排気を調べたところ、煙突の内部に堆積物がございました。それが雨漏りによって、堆積されているような状態であります。それで、二重構造になっている外側のステン部分も、結合部分が、かなり損傷しておりまして、それらを含めて、カラーステンと煙突内部の清掃、それと、外壁にあるコンクリートの補修を行う予定です。

〇議長(波岡玄智君) 3番鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 物置の関係ですが、解ったのが、今年の8月19日ということなんですが、極めて、管理がずさんだと思わざるを得ないですね。退去する時にも、その

物置の確認はされていないと理解していいですね。それで、その後の確認が4年以上たって、つい最近、そこにそれだけの家電が置かれていることが解ったということでよろしいですね。極めて、原課として、私は、管理がずさんでないかというふうに思います。もちろん、そこに置いていった人が、なお問題だと思いますけれども、この処理料ですね、町民の血税を使って処分するということが果たして、町民の理解が得られるでしょうか。私は、いささか疑問に思うのですよ。安易にこういうことが補正予算として提案されること自体、私は、問題なのかなと思いますけれども、町長の判断で提案されておりますから、いた仕方ないと思いますけれども、今後、このような事が二度とあってはならないというふうに思いますが、その辺の対策について、原課としてどのように考えているのか伺っておきたいと思いますし、リサイクル料金ですが、これは、単なるリサイクル料金だけですか。他に、何か合わさって、例えば、冷蔵庫ですと、7,630円になったと。配送とかも含まれているのかどうか。私が、調べた範囲では、冷蔵庫については、4,644円というふうに調べてきたのですが、それに、3,000円なんぼが加わっているということは、何か加わってこの金額になったというふうに、私は理解するのですが、違うのであれば言ってください。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 今回、こういう形で手数料を補正予算に上げさせていただきました。原課として、今まで管理がずさんだったというお話です。確かに、それを含めて反省しております。先ほども申しましたように、今後の対策ということで、今、現在、入居されている方に対しての周知をすると、こういうことのないようにすることと、退去の際は、今までもそうですが、これからも現場をしっかり確認して物がないことで、もしあれば、現入居者で、撤去処理をお願いすることになると思います。それと、単価でございますが、冷蔵庫につきましても大きさによって若干違うと言い切っておりますし、これについては、保管手数料ということで、自分たちが業者の方に運搬してございますのでそれは入っていないと認識しています。

〇議長(波岡玄智君) 3番鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 今後、絶対にこのようなことのないように管理を徹底してほしい というお願いをしておきますけれども、リサイクル料金について、私の調べ方が違って いたのかどうか。私も、再確認してみたいと思いますが、若干金額に大きな差があるの で、何か、他のものも含まれている気がしますので、再度チェックをして頂きたいと思 います。

- ○議長(波岡玄智君) よろしいですか。先ほど言いました、7,000円に対して4,000円になって、プラス3,000円になっているよということですが、その辺、具体的に数字をあげて説明してください。
- ○3番(鈴木誠君) 議長、よろしいですか。私が、調べたのは冷蔵庫で大きいので4, 644円、テレビで2,100円、大きいので2,916円、洗濯機が2,484円で あくまでもリサイクル料金だけです。たぶん、業者が収集するとなると、それに運搬費 とかも加算されているのが通常だと思いますが、違っていれば逆に、訂正願いしたいと 思います。
- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 単価でございますけれども、精査しまして対応したいと思います。
- ○議長(波岡玄智君) 単価の根拠を示さないと採択できませんよ。 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 何度もすいません。冷蔵庫につきましては、区分なしで6,900円の税込となりまして、7,452円、この単価につきましては、収集料金と運搬料金と再商品化料金を併せまして、排出者の負担金となり、それに消費税となっています。それで、先ほど、冷蔵庫につきましては、収集料が700円の区分なしで運搬料が1,200円、再商品化料金が、5,000円、併せて6,900円の消費税で7,452円でございます。それで、7,452円が1台当たりの単価となります。なお、単価が違いますのは、業者見積もりで予算計上したということでございます。

先ほどから私、申し上げています、冷蔵庫が7,630円と言っておりますが、町のガイドブックによりますと、冷蔵庫が7,452円となっております。それで差額178円ということでございます。予算計上しているのが、178円多い状況になってございます。これは、業者見積もりで、業者にお願いする単価ということで、予算計上しております。業者の方に、町で持って行ってお願いするということになっておりますので、そういう形で予算計上させて頂きました。

- ○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。
 - 10番田甫議員。
- **〇10番(田甫哲朗君)** 茶内の事だったので、聞かないと思ったのですが、本当に良

くわかりません。単純に家電リサイクル料ですが、3番議員が言われた、4,644円が冷蔵庫で間違いないのか。テレビが2,916円、まず、この単価は、ネットで調べたと思われるので、間違いないと思いますが、要するに、今回、古くなった公住の物置に不法投棄されたものを、町で持ち主がわからないから町で処分する予算を計上したはずなので、業者見積もりと言われましたが、例えば、最終処分場に自分で持ち込むとしたら、いくらかかりますか。まず、その点を教えてください。それと、24年に退去してその後、4年後にわかったということですが、先程来、話を聞いていると、24年前からあった家電と、私は理解したいのですが、そうすれば、24年までの間にそこに入居された方に対し、物置に何かわからないけれど家電があるんですよね、という問い合わせはなかったのですか。今まで、まず、そこが全く不思議な話ですので答弁を願います。

それと、まず、9ページの合板・製材生産性強化対策事業補助の名称なのですが、昨 年まで、この上段にある森林整備加速化・林業再生事業補助で、前回にやった、東円の 旭道路を整備されたかなという記憶があるのですが、これは、単純に、道の事業の名称 が変わったのかどうか、また、事業名で、今後も、何年間は継続されていく事業なのか という点を確認させていただきたいと思います。それと、その下段の、道徳教育推進事 業委託金、これは茶内中学校の教諭2名が、愛媛県に研修に行く費用ということで、委 託金という形で、載っていますけれども、道徳教育推進事業の具体的な説明をしていた だきたいなと思います。次に、13ページの、公の集会施設等維持管理に要する経費で 姉別農村環境改善センターの配電板の修理なのかなと考えるのですが、耐用年数が来て の修理なのか。もし、耐用年数があるとしたら、同じようなものが、浜中なり、茶内に もあるのかなと思うので、その関連も教えていただきたいと思います。それと、その下 段のふれあい交流保養センターですが、排煙窓補修他になっているので、他の、詳しい 内容と金額等も示して頂きたいと思います。次に、15ページの臨時福祉給付金交付に 要する経費で、確か5名分という説明だったと思いますが、実績ということなんですけ れども、自分が心配するのは、この5名という方は、完全に対象外であったということ なのか、それとも、対象であったのだが、あくまでも、自主申請という形をとっている 関係で、ひょっとしたら、給付漏れというか申請漏れがあったのでは、という心配があ りますので、その答弁もお願いします。それと17ページの観光施設に要する経費で、 先程来の説明で、内容は大体わかりましたし、図面も示されるということでしたが、こ

こで審議される前に、既に、新聞報道等で町民の皆さんも知っているような事業ということで、これも、ちょっとどうなのかなと思いますが、要するに、新聞でいいますと、今の木道というのが、大体、22年位経過していると思いましたが、今回、設置される物は、耐用年数はどれ位、見込まれているのか、併せて、10月に利用者が減るので、その時から工事を始めたいということで、年間の利用者数等が押さえているのであれば、それも示して頂きたいなと思います。

〇議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(渡部直人君) 19ページの町営住宅に要する経費の家電リサイクルの関係ですけれども、最終処分場では、家電リサイクルは受け入れしておりません。家電リサイクルは、切り替えの際に業者に直接出していただくか、不要になったものは、電気店、町内でいえば1社しか取り扱っていないのですが、そこにお願いする。場合によっては、釧路までというケースもあると思う。町では、不法投棄物については処分場で一時保管してリサイクル業者に、処分を依頼しているケースはあります。基本的には、家電リサイクル法により、業者の方へ出していただいたという形になっています。それは電気店を通してというのが、原則となっております。一部、業者が、保管場所として処分場で保管している場合もあるが、基本的には電気店に出して頂くという仕組みになっております。

〇議長(波岡玄智君) 農林課長。

○農林課長(藤山巧君) 9ページの歳入の、森林整備加速化・林業再生事業補助と今回追加しました合板・製材生産性強化対策事業補助についての名称の部分での、ご説明をさせて頂きたいと思います。まず、森林整備加速化・林業再生事業補助についても、新たに、今回出された合板・製材生産性強化対策事業補助についても、原木の安定的生産供給をするための林道整備、それを、供給するための道路整備という部分では、事業内容的には変わらないです。同じ性質のものであります。ただ、今回の名称が変わったというのは、今年度の実施している事業が、昨年来からの、TPP関連対策の平成27年の補正対応事業を持ち越しての、平成28年度事業実施となってございます。それで、前段で申し上げましたように、事業の内容的なものとしては、原木の安定的供給という部分での制度趣旨は変わりませんが、今、言ったTPP対策ということでの安定的に、今回の場合でいきますと付け加えているのは、合板製材工場の整備を図るとともに、そこに、供給するための原木の安定的生産というような位置づけで、これは、TPP対策

の国際競争力も念頭においた対策の一環としての名称ということで、ご理解して頂きたいと思います。それから、この事業の名称がいつまで続くのかということですが、平成27年の、TPP対策の補正予算対応ということでの28年実施ということになっていますので、今のところは、28年も、この事業として実施されておりますが、今後29年以降につきましては、おそらくTPP対策関連事業として、継続されていくものであろうと推測されますけれども、果たして、この仕組みの中の、この事業名としていくものかということかは現在、情報は入ってきておりません。

〇議長(波岡玄智君) 指導室長。

○指導室長(大西展史君) 道徳教育推進事業委託金の関係でございます。この事業は、 文部科学省の委託によって、北海道教育委員会が実施する道徳教育の抜本的改善・充実 に係る支援事業というのがございまして、この事業の中の一つとして、位置づくもので あります。北海道内の小中高等学校の中から、道徳教育の実践研究を行う推進校を指定 し、その研究の成果を普及することによって、道内の道徳教育に充実に資するという目 的があります。平成28年度におきましては、小中学校が28校、高等学校が3校、そ のうち、釧路管内では、本町の茶内中学校他1校で、併せて、2校が推進校に指定され ております。この推進校では、研究内容として、道徳教育の指導計画の改善、道徳の時間における効果的な指導の在り方の研究等を進めるために、主な、研究の方法としまし ては、道徳の時間の授業公開や実践発表を行って、管内への成果の普及を図る。茶内中学校におきましては、本年11月25日に授業公開を予定しております。また、道徳教育に係る先進事例の収集という中身がありまして、それに係る旅費ということで、今回 の金額が計上されているところであります。

〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(戸井洋典君) 13ページのふれあい交流・保養センター運営に要する経費の修繕の内容についてお答えします。まず、全体で、4本の補修となっております。まず、排煙窓と玄関ホールのサイコロ窓の補修ということで、19万4,400円で屋内消火設備補修ということで12万4,200円、それと、硬貨包装機の、5万2,48円、あと、突発的な補修対策として、10万円ということで、合計47万1,088円で47万2千円となっております。それと、17ページの観光施設の関係でございますが、耐用年数につきましては、15年と見越しております。それと、年間利用者につきましては、把握しておりませんのでご理解願いたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(伊藤敦子君) 15ページの、臨時福祉給付金交付に要する経費の国庫負担金補助等返還金5名分の内容について、ご説明いたします。臨時福祉給付金につきましては、非課税の方を対象に、給付をしており6千円ということで、お支払しているところでございますが、この方、一家族ですが、確定申告によって、非課税から課税に変更になったことによって、返還をすることになったものでございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 歳出13ページの、公の集会施設等維持管理に要する経費の修繕料でございます。姉別の農村環境改善センターの引き込み開閉盤等の補修でございます。これは、経年劣化ということで、今回、39万9千円の予算要求となっています。それと、先程の、公営住宅の物置の関係でございます。平成24年以前の入居の方からの入居者からの苦情は聞いておりません。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **〇10番(田甫哲朗君)** まず、合板・製材生産性強化対策事業補助については、理解 しました。それと、その下段の道徳教育推進事業補助については、室長からご説明あり ましたけれども、単純に自分なりに勝手に解釈しましたが、道徳と言うからには、広い 意味でいじめ問題までいくのかなと思いますので、若干、質問させて頂きたいと思いま す。近年、いじめで若い命が亡くなるという事例も発生しております。茶内に関しまし ては、毎回、学校だより等でいじめ対策についての記載も載っております。問題は、国 レベルというか、文科省レベルでいじめを根絶するためのそういう研修とかそういうも のというのは過去にでも、これからでも予定しているのかという点、それから、関連に なると思いますが、いじめの根絶というのは、もちろんこれは良い事ですが、これだけ 騒がれていても、いじめが、なかなか無くならないという現状を見た時に、道徳教育に なるのか、普段からの教育になるのかわかりませんが、要は、いじめに強い子供を育て るという視点も大事になってくるのかな、要は、打たれ強い子供というか、具体的に、 どういう教育があるのか、と言われれば難しいのかもしれませんが。やはり、そういう 取組みというのも必要になってくるのかな、と自分なりに考えているのですが、この点 について、何かあれば、無ければ結構です。それと、先の、臨時給付金については理解 しました。それと、ふれあい交流・保養センターについても理解しました。あとですね、 琵琶瀬木道の件ですが、年間利用者数というのは、押さえていないという答弁でしたけ

れども、トラストなり、どこかの団体で、カウントはしていないのでしょうか。あくま でも、これは観光を目的としての施設でもあるのですよね。湿原保全という観点も若干 あると思いますが、あくまでも、観光資源としての予算計上である以上、やはり、利用 者数の把握というのは、必要になってくるのかなと考えますが、そこら辺、それと、今 回、全面改修する訳ですよね。そうすると、これを基に、観光客を呼び込もうという目 的もあるのだとしたら、今後のPR対策、例えば、ホームページでのPR、先ほど言っ たトラストで、そういうPRを行っているかもしれませんが、町費を使う以上、そこら 辺の視点も必要になってくると思いますが、その点の答弁を頂きたいと思います。それ と家電ですね。入居者から、苦情は一切なかったというのは、全く不思議な話ですね。 たぶん、そうなのでしょうかね。町民課でも押さえていませんか。普通に考えれば、自 分が住んだら、自分の物置の中に、自分の物でないものがあったら、当然、管理者であ る町に、何らかの連絡があってもおかしくなかったのかな、という思いでありますが、 なかったというのであれば、そうなんだろうということで押さえたいと思います。あと、 公の集会施設の答弁を聞き逃しました。聞きたいのは、外部にある、外壁なり、盤なり、 そういうものが、経年劣化したという答弁があったと思いますが、これは、何年でこう いう状態になったのか、それと、同じようなものが、浜中、茶内、他の施設も耐用年数 が何年なのかも示して頂きたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 指導室長。

○指導室長(大西展史君) いじめの問題に対応する国等の動きについてであります。いじめの問題は、やはり、国全体で憂慮しており、大きな問題と捉えていることから、例えば、次回、改定される学習指導要領では、道徳科、新しい道徳というのが位置づけられております。これは、背景には、やはり、いじめの問題が大きいというふうに抑えており、その道徳教育というのを通して、いじめの問題に退治していくと国の姿勢が表れているのかなと思います。道徳教育につきましては、先ほど話題になりました、道徳教育の推進校の取り組み等も含め、様々な施策が盛り込まれており、その背景にはいじめの問題があるということで認識しておるところです。また、道徳教育の外に、生徒指導という側面から言うと、国・道・管内、そして私たちの町のレベルにおいて、生徒指導の研究協議会のような研修の機会を設定して、やはり、いじめの根絶に向けた、それぞれの機関・学校等の取り組みの交流だとか実践事例の紹介・協議などをする機会がございます。また、釧路管内においては、釧路地域いじめ対策協議会というものがありま

して、学校だけではなく、PTAや、様々な関係機関と連携して、情報交換しながら、 この、いじめの問題に対応していく仕組みがあります。

さて、そのいじめの問題の一つの視点として、いじめに強い子供という話がありましたが、心身のたくましさというのを培うというのが、教育の大きな目標であり、その側面は、いじめというよりは健康・体力といった分野での指導が中心になろうかと思います。その結果、辛いことがあっても、耐えていける力を培うということも一つの生きる力かなと思いますが、ことさら、このいじめの問題は、人権を尊重するという教育の方が優先されるべきではないかと考えます。ということからすると、やはり、先ほど申しました、道徳教育であるとか、生徒指導、人権教育といった視点で、しっかり指導していくことが大切かなというふうに考えています。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 13ページの公の集会施設管理に要する施設でございます。 今回、姉別農村改善センターの引き込み開閉盤の修繕ということで、この建物につきましては、昭和63年建設で、おおよそ28年経過してございます。先ほど、耐用年数の話がありましたが、耐用年数という認識はなかったです。それと、これにつきましては北電柱からの引き込み線を、建物に本来であればいくのですが、中途に、電柱を設置して、一度そこで受けて、そこで開閉器をつけまして、建物に電気が通ずるというふうになってございます。屋外開閉盤につきましては、他の建物にもありますが、こういう形で電柱にということもあろうかと思いますが、建物の壁にということまでの状況は把握しておりません。それと、茶内の公住の24年以前の話は、聞いていないということでございますけれども、空き家になった後に、誰かが物を置いていったということも考えられるのかなと思っています。

〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(戸井洋典君) 17ページの琵琶瀬木道の関係でございますけれども、町主体として、これだけの金額を投資いたしますので、当然、利用者の把握等は必要かなと思っております。琵琶瀬展望台等におきましては、観光客の入込調査は、既に行っておりますので、それらと併せてやっていければな、と思っておりますのでご理解願いたいと思います。

それと、今後のPRにつきましては、現在も、情報誌じゃらんで年数回載せたりして おりますので、それらと併せて、PRできればなと考えております。あと、町のホーム ページ等も活用していきたいなと思っております。また、うまいもん市の開催の告知とも併せて、一緒にPRできればなと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、議案第53号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

〇議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長(波岡玄智君) したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日は、これで延会します。

(延会 午後 4時56分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議員

議員